

土砂災害防止に関する基礎調査技術基準

(急傾斜地の崩壊編)

新旧対照表

長野県建設部砂防課

令和6年4月

旧	新
目次	目次
はじめに	はじめに
I編 序論 .....1	I編 序論 ..... 急-1
1. 基礎調査の概要 .....1	1. 基礎調査の概要 ..... 急-1
1.1 基礎調査の目的 .....1	1.1 基礎調査の目的 ..... 急-1
1.2 基礎調査の実施手順 .....2	1.2 基礎調査の手順 ..... 急-2
1.3 基礎調査実施時の留意点 .....4	1.2.1 基礎調査とは ..... 急-3
2. 調査対象箇所の抽出 .....5	1.3 基礎調査実施時の留意点 ..... 急-9
2.1 地形条件 .....7	2. 調査対象箇所の抽出 ..... 急-10
2.2 社会条件 .....8	2.1 地形条件 ..... 急-12
2.3 一つのまとまりのある区域の考え方 .....12	2.2 社会条件 ..... 急-13
II編 基礎調査の実施 .....13	2.3 一つのまとまりのある区域の考え方 ..... 急-17
1. 区域設定のための調査 .....13	II編 基礎調査の実施 ..... 急-18
1.1 地形調査 .....13	1. 区域設定のための調査 ..... 急-18
1.1.1 横断測線の設定 ..... 13	1.1 地形調査 ..... 急-18
1.1.2 上端の設定 ..... 17	1.1.1 横断測線の設定 ..... 急-18
1.1.3 下端の設定 ..... 19	1.1.2 上端の設定 ..... 急-22
1.1.4 急傾斜地の左右端の設定 ..... 21	1.1.3 下端の設定 ..... 急-24
1.1.5 多段斜面について ..... 23	1.1.4 急傾斜地の左右端の設定 ..... 急-26
1.1.6 傾斜度と高さの設定 ..... 25	1.1.5 多段斜面について ..... 急-28
1.2 地質調査 .....29	1.1.6 傾斜度と高さの設定 ..... 急-30
1.2.1 土質定数の設定方法 ..... 29	1.2 地質調査 ..... 急-34
1.2.2 土質定数 ..... 30	1.2.1 土質定数の設定方法 ..... 急-34
1.3 対策施設状況調査 .....32	1.2.2 土質定数 ..... 急-35
1.3.1 対象とする対策施設 ..... 32	1.3 対策施設状況調査 ..... 急-37
1.3.2 対策施設の状況調査 ..... 34	1.3.1 対象とする対策施設 ..... 急-37
1.3.3 原因地对策施設の効果評価 ..... 37	1.3.2 対策施設の状況調査 ..... 急-39
1.3.4 待受け対策施設の効果評価 ..... 41	1.3.3 原因地对策施設の効果評価 ..... 急-42
1.4 過去の災害実態調査 .....43	1.3.4 待受け対策施設の効果評価 ..... 急-46
1.4.1 過去の災害実態調査 ..... 43	1.4 過去の災害実態調査 ..... 急-48

旧	新
1.4.2 想定される崩壊規模等の設定..... 46	1.4.1 過去の災害実態調査..... 急-48
2. 危害のおそれのある土地等の区域設定..... 47	1.4.2 想定される崩壊規模等の設定..... 急-51
2.1 危害のおそれのある土地の区域設定..... 47	2. 危害のおそれのある土地等の区域設定..... 急-52
2.1.1 設定条件..... 47	2.1 危害のおそれのある土地の区域設定..... 急-52
2.1.2 急傾斜地上方の区域設定方法..... 48	2.1.1 設定条件..... 急-52
2.1.3 急傾斜地下方の区域設定方法..... 49	2.1.2 急傾斜地上方の区域設定方法..... 急-53
2.2 著しい危害のおそれのある土地の区域設定..... 50	2.1.3 急傾斜地下方の区域設定方法..... 急-54
2.2.1 設定条件..... 50	2.2 著しい危害のおそれのある土地の区域設定..... 急-55
2.2.2 急傾斜地内の区域設定方法..... 60	2.2.1 設定条件..... 急-55
2.2.3 急傾斜地下方の区域設定方法..... 62	2.2.2 急傾斜地内の区域設定方法..... 急-65
2.3 明らかに土石等が到達しない範囲..... 63	2.2.3 急傾斜地下方の区域設定方法..... 急-67
III編 危害のおそれのある土地の区域等の調査..... 64	2.3 明らかに土石等が到達しない範囲..... 急-68
1. 土地利用状況調査（机上）..... 65	III編 危害のおそれのある土地の区域等の調査..... 急-69
2. 世帯数及び人家戸数調査（机上・現地）..... 67	1. 土地利用状況調査（机上）..... 急-70
3. 公共施設等の状況調査（机上・現地）..... 69	2. 世帯数及び人家戸数調査（机上・現地）..... 急-72
4. 警戒避難体制に関する調査（机上）..... 72	3. 公共施設等の状況調査（机上・現地）..... 急-74
5. 関係諸法令の指定状況の調査（机上）..... 75	4. 警戒避難体制に関する調査（机上）..... 急-78
6. 宅地開発の状況及び建築の動向調査（机上）..... 79	5. 関係諸法令の指定状況の調査（机上）..... 急-81
IV編 調査結果の整理..... 83	6. 宅地開発の状況及び建築の動向調査（机上）..... 急-84
巻末資料（待受け式擁壁の安定計算例）..... 94	IV編 概略調査..... 急-88
	1. 既指定の危害のおそれのある土地等の再調査..... 急-88
	1.1 地形や災害発生箇所、人家等の比較調査..... 急-88
	1.1.1 地形の比較調査..... 急-88
	1.1.2 対策施設整備状況調査..... 急-89
	1.1.3 災害発生箇所の調査..... 急-89
	1.1.4 人家等の比較調査..... 急-89
	1.2 危害のおそれのある土地等の再調査..... 急-90
	1.2.1 世帯数及び人家戸数調査..... 急-90
	1.2.2 公共施設等の状況調査..... 急-90
	1.2.3 警戒避難体制に関する調査..... 急-90
	1.2.4 関係法令の指定状況の調査..... 急-90
	1.2.5 宅地開発の状況及び建築の動向調査..... 急-90

旧	新
	<ul style="list-style-type: none"> <li>2. 新たな危害のおそれのある土地等の調査…………… 急-91 <ul style="list-style-type: none"> <li>2.1 災害発生箇所、人家等の調査…………… 急-91 <ul style="list-style-type: none"> <li>2.1.1 災害発生箇所の調査…………… 急-91</li> <li>2.1.2 新たな人家等の立地調査…………… 急-91</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
	V編 著しい危害のおそれのある土地(土砂災害特別警戒区域)の解除…………… 急-92
	1. 区域設定のための調査…………… 急-92 <ul style="list-style-type: none"> <li>1.1 対策施設整備状況調査…………… 急-92</li> <li>1.2 災害発生箇所の調査…………… 急-92</li> </ul>
	2. 著しい危害のおそれのある土地(土砂災害特別警戒区域)の再設定…………… 急-92 <ul style="list-style-type: none"> <li>2.1 著しい危害のおそれのある土地(土砂災害特別警戒区域)の再設定…………… 急-92</li> </ul>
	3. 危害のおそれのある土地等の再調査…………… 急-93 <ul style="list-style-type: none"> <li>3.1 世帯数及び人家戸数調査…………… 急-93</li> <li>3.2 公共施設等の状況調査…………… 急-93</li> <li>3.3 警戒避難体制に関する調査…………… 急-93</li> <li>3.4 関係諸法令の指定状況調査…………… 急-93</li> <li>3.5 宅地開発の状況及び建築の動向調査…………… 急-93</li> </ul>
	4. 著しい危害のおそれのある土地(土砂災害特別警戒区域)の解除…………… 急-94
	VI編 調査結果の整理…………… 急-95
	巻末資料…………… 急-107 <ul style="list-style-type: none"> <li>【資料-1 待受け式擁壁安定計算例】…………… 急-107</li> <li>【資料-2 告示図書様式】…………… 急-113 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 土砂災害特別警戒区域指定の場合の様式…………… 急-113</li> <li>2. 土砂災害警戒区域の全部解除及び一部解除の場合の告示図書様式…………… 急-113</li> </ul> </li> <li>【資料-3 概略様式】…………… 急-137</li> </ul>
	おわりに

旧	新
<p>I 編 序論</p> <p>1. 基礎調査の概要</p> <p>1.1 基礎調査の目的</p> <div data-bbox="448 527 1305 829" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>都道府県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下、「土砂災害防止法」という)第三条第一項で定められた「土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針」(以下「基本指針」という。)に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り(以下「急傾斜地の崩壊等」という)による土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するため、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査(以下、基礎調査)を実施する必要がある。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>基礎調査は、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地(原因地)に関する地形、地質等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況等の調査を行い、土砂災害警戒区域(以下「警戒区域」という)及び土砂災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」という)の指定、警戒区域内における警戒避難体制の整備、特別警戒区域における土石等の移動により建築物に作用する力の算定等、この法律を施行する上で不可欠のデータを収集するため、「基本指針」である「土砂災害防止対策基本指針(平成13年7月9日国土交通省告示第1119号)」に基づき、おおむね5年ごとに行うものである。</p> <p>また、調査対象は急傾斜地の崩壊が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地(以下「危害のおそれのある土地」という)、危害のおそれのある土地のうち、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地(以下、「著しい危害のおそれのある土地」という)とする。</p> <p>なお、想定をはるかに超える規模の急傾斜の崩壊については、予知・予測が困難であることから、調査実施時点において技術的に可能であるレベルの土砂災害を対象とする。</p> <p style="text-align: center;">急-1</p>	<p>I 編 序論</p> <p>1. 基礎調査の概要</p> <p>1.1 基礎調査の目的</p> <div data-bbox="1694 527 2552 829" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>都道府県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下、「土砂災害防止法」という)第三条第一項で定められた「土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針」(以下「基本指針」という。)に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り(以下「急傾斜地の崩壊等」という)による土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するため、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査(以下、基礎調査)を実施する必要がある。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>基礎調査は、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地(原因地)に関する地形、地質等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況等の調査を行い、土砂災害警戒区域(以下「警戒区域」という)及び土砂災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」という)の指定、警戒区域内における警戒避難体制の整備、特別警戒区域における土石等の移動により建築物に作用する力の算定等、この法律を施行する上で不可欠のデータを収集するため、「基本指針」である「土砂災害防止対策基本指針(令和3年8月31日国土交通省告示第1194号)」に基づき、おおむね5年ごとに行うものである。</p> <p>また、調査対象は急傾斜地の崩壊が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地(以下「危害のおそれのある土地」という)、危害のおそれのある土地のうち、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地(以下、「著しい危害のおそれのある土地」という)とする。</p> <p>なお、想定をはるかに超える規模の急傾斜の崩壊については、予知・予測が困難であることから、調査実施時点において技術的に可能であるレベルの土砂災害を対象とする。</p> <p style="text-align: center;">急-1</p>

### 1.2 基礎調査の実施手順

- 基礎調査は以下の項目に従って実施する。
- ① 調査対象箇所の抽出
  - ② 区域設定のための調査
  - ③ 危害のおそれのある土地等の区域設定
  - ④ 危害のおそれのある土地等の調査
  - ⑤ 調査結果の整理

#### 【解説】

急傾斜地の崩壊に関する基礎調査は、図 I - 1.1 に示す流れにしたがい、机上調査・現地調査により実施する。

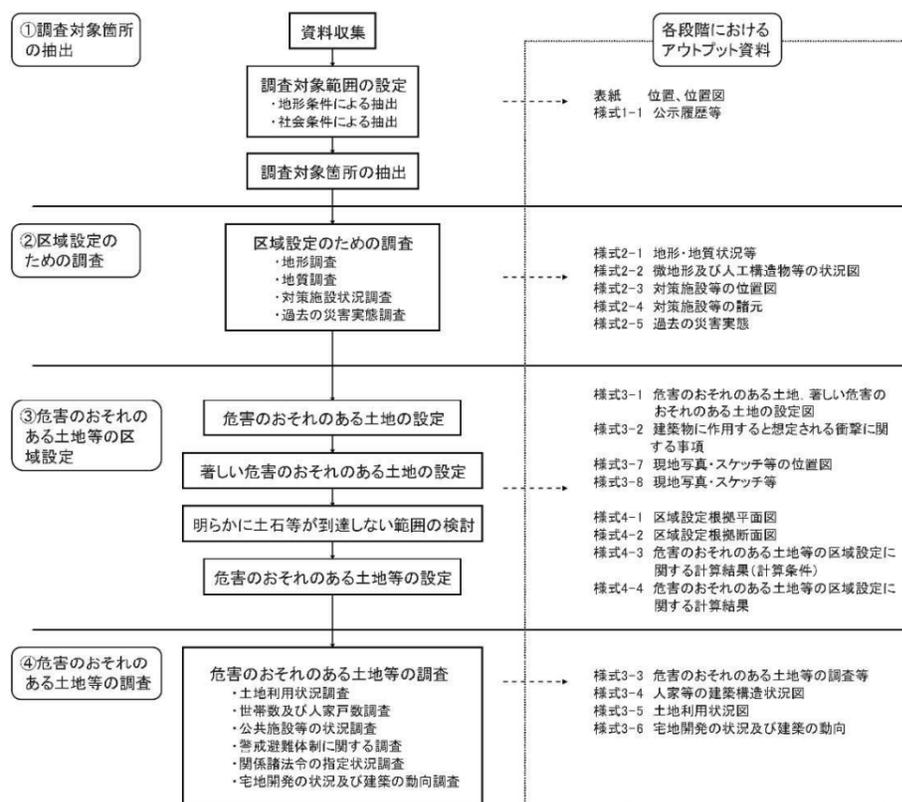


図 I - 1.1 基礎調査実施フロー

### 1.2 基礎調査の手順



基礎調査は以下の項目に従って実施する。

1. 基礎調査、詳細調査
  - ① 調査対象箇所の抽出
  - ② 区域設定のための調査
  - ③ 危害のおそれのある土地等の区域設定
  - ④ 危害のおそれのある土地等の調査
2. 概略調査 (既指定の危害のおそれのある土地等の再調査)
  - ① 地形や災害発生箇所、人家等の比較調査
  - ② 危害のおそれのある土地等の再調査
3. 概略調査 (新たな危害のおそれのある土地等の調査)
  - ① 災害発生箇所、人家等の調査
4. 著しい危害のおそれのある土地 (土砂災害特別警戒区域)の解除
  - ① 区域設定のための調査
  - ② 著しい危害のおそれのある土地の再設定
  - ③ 危害のおそれのある土地等の再調査

#### 【解説】

急傾斜地の崩壊に関する基礎調査は、図 I - 1.1～図 I - 1.4 に示す流れにしたがい、机上調査・現地調査により実施する。

旧

新

### 1.2.1 基礎調査とは

急傾斜地の崩壊が発生した場合に、危害のおそれのある土地（土砂災害警戒区域）、著しい危害のおそれのある土地（土砂災害特別警戒区域）の区域設定を行う。

#### 1. 基礎調査（詳細調査）

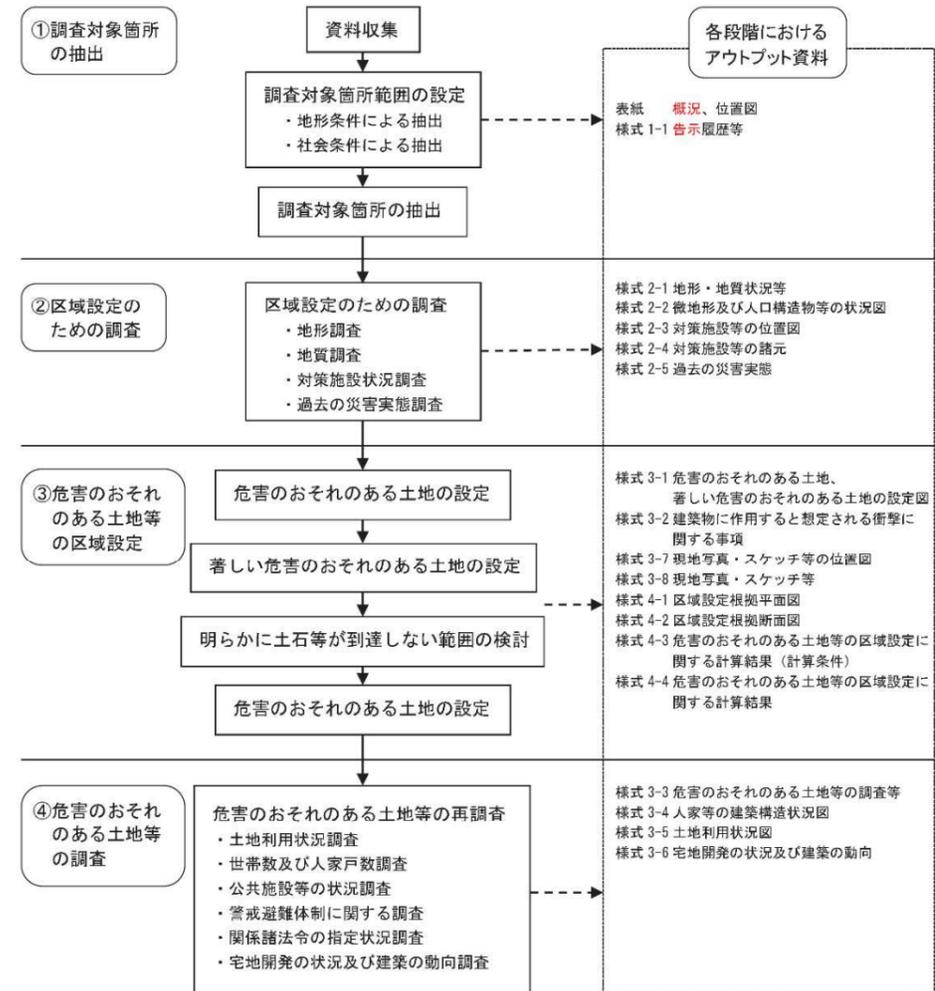


図 I - 1.1 基礎調査実施フロー

旧

新

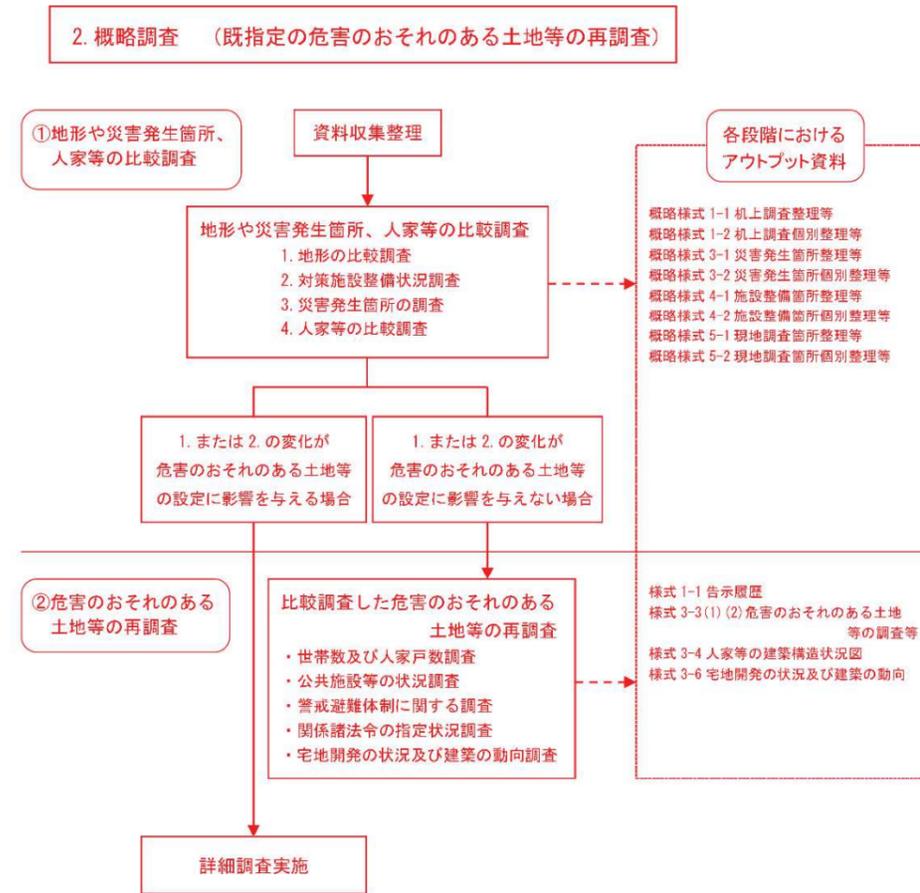


図 I - 1.2 概略調査 (既指定の危害のおそれのある土地等の再調査) 実施フロー

旧

新

3. 概略調査 (新たな危害のおそれのある土地等の調査)

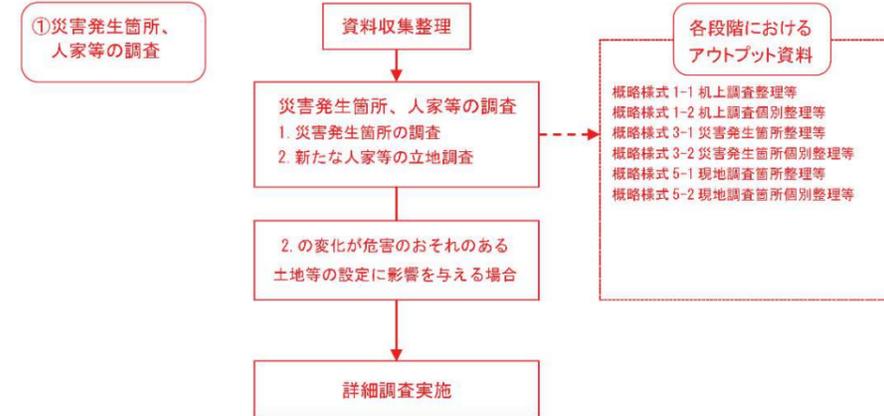


図 I - 1.3 概略調査 (新たな危害のおそれのある土地等の調査) 実施フロー

4. 著しい危害のおそれのある土地（土砂災害特別警戒区域）の解除

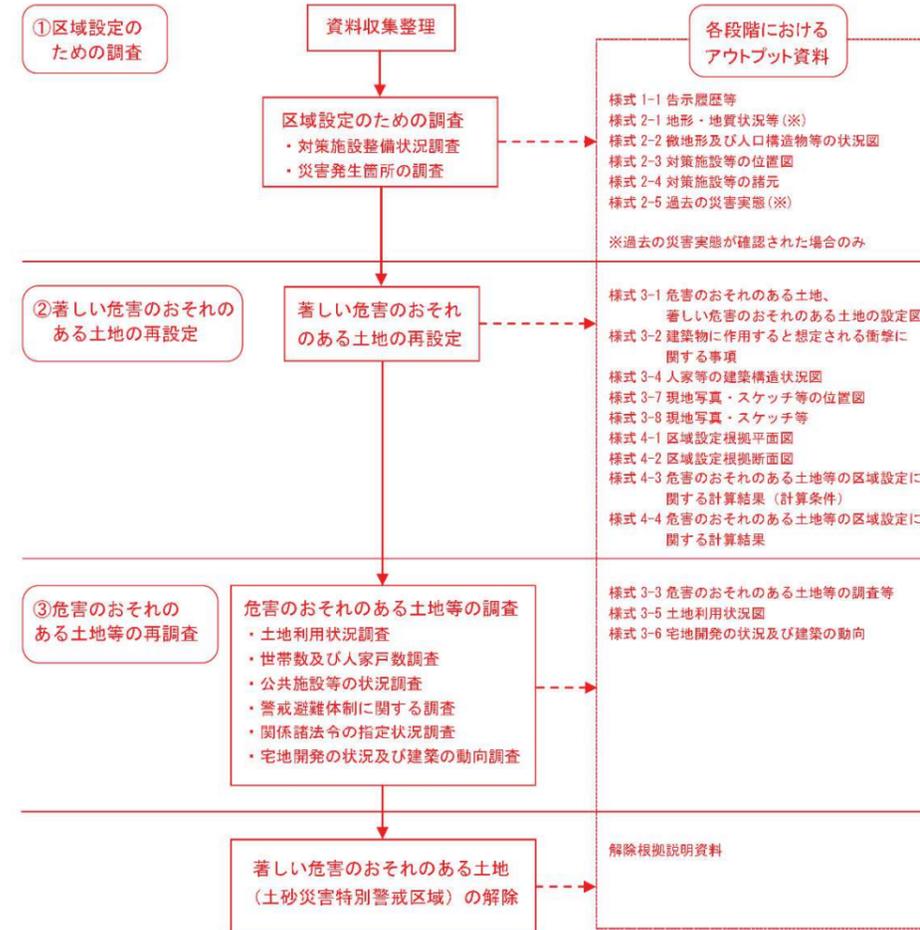


図 I - 1.4 著しい危害のおそれのある土地（土砂災害特別警戒区域）の解除フロー

旧	新
<p>基礎調査は、机上調査と現地調査を織り交ぜて実施することになる。机上調査は、3次元地図や既往資料に基づく調査を主体とする。現地調査は、机上調査結果について現地で確認・補正する調査が主体であり、特に区域設定に直接関係する事項については現地調査による確定が必要となる。</p> <p style="text-align: center;">急-3</p>	<p>基礎調査は、机上調査と現地調査を織り交ぜて実施することになる。机上調査は、3次元地図や既往資料に基づく調査を主体とする。現地調査は、机上調査結果について現地で確認・補正する調査が主体であり、特に区域設定に直接関係する事項については現地調査による確定が必要となる。</p> <p><b>(1) 調査対象箇所抽出のための土砂災害履歴の調査</b></p> <p>過去に発生した土砂災害履歴を文献等既往資料より把握する。</p> <p>なお、過去に発生した土砂災害に関して、その際の降雨量、急傾斜地の崩壊の被害状況、土石等の移動、又は堆積した範囲等について、過去の土砂災害の痕跡、土砂災害に関係のある地名（旧地名も含む。）等も参考にしつつ、調査を行う。</p> <p><b>(2) 調査対象箇所の抽出</b></p> <p>急傾斜地の崩壊により住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる箇所を調査対象箇所として抽出する。</p> <p>調査対象箇所の抽出範囲は、現況の土地利用状況や開発計画等の社会条件を考慮して選定する。箇所の抽出作業は、土砂災害履歴の有無を把握したうえで地形判読が可能な縮尺の地形図及び航空写真を用いて行う。必要に応じ現地確認を行うことにより、その位置の把握及び予想される土砂災害の発生要因の特定を行う。</p> <p><b>(3) 地形等の調査</b></p> <p>危害のおそれのある土地等の区域設定に必要な事項について調査する。</p> <p>地形・地質、対策施設の状況を机上で把握し、机上調査で不足する事項や急傾斜地の崩壊に伴う土石等の落下のデータ収集及び、机上の設定結果を確定するための現地踏査を実施する。</p> <p><b>(4) 危害のおそれのある土地等の把握</b></p> <p>区域設定のための調査結果を踏まえ、「危害のおそれのある土地」及び「著しい危害のおそれのある土地」（以下、「危害のおそれのある土地等」という）の区域を机上で設定する。</p> <p><b>(5) 危害のおそれのある土地等の調査</b></p> <p>設定した危害のおそれのある土地等の区域を対象に、防災上の基礎的な情報を調査する。</p> <p style="text-align: center;">急-7</p>

旧	新
	<p data-bbox="1665 363 1813 390">(6) とりまとめ</p> <p data-bbox="1665 409 2534 562">危害のおそれのある土地等の設定結果は、図化縮尺1/2,500の3次元地図および1/25,000の位置図にとりまとめ、再現性を確保したものとする。また、基礎調査の過程で作成した各種の計測図や主題図、計算数値データについても図表等にとりまとめ、再現性を確保する。</p> <p data-bbox="1665 615 1863 642">(7) 区域調書の作成</p> <p data-bbox="1665 661 2534 730">調査・設定結果の概要及び、区域設定に用いた計算数値データをとりまとめ、区域調書として箇所毎に作成する。</p>

旧	新
<p>1.3 基礎調査実施時の留意点</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>基礎調査は、「土砂災害防止対策基本指針（平成13年7月9日国土交通省告示第1119号）」に従うものとする。また、以下の項目に留意して実施する。</p> </div> <p><b>【解説】</b></p> <p>基礎調査実施の留意点としては、以下の項目があげられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当該区域の土地の状況に変化が生じた場合は必要に応じて調査を行う。</li> <li>② 現況の土地利用状況や開発計画等により、人家の立地が新たに予想される土地については、区域の指定が必要であるか否かを把握する。</li> <li>③ 危害のおそれのある土地等の範囲を設定する参考資料とするため、社会条件の動向を常に把握する必要があり、区域内やその周辺地域の人口等の変化について一定の期間（おおむね5年）ごとに調査を実施する。</li> <li>④ 土砂災害防止法に基づく指定と公示がなされた土地の区域は、法的な措置によって住民の私権や財産権が一部制限されることがある。基礎調査結果は指定と公示のための基礎資料となるため、特に区域の設定にあたっては細心の注意を払うとともに、区域間の設定精度の差異を軽減し、作業の平準化と精度維持に努める。</li> <li>⑤ 調査のための民地立ち入りは、土砂災害防止法第5条に基づき、関係者の承諾を得て身分証明書を携帯する。立ち入りの際は、その範囲と定められた時間に配慮し、土地の所有者等関係者からの請求があったときは基礎調査実施機関発行の身分証明書を提示しなければならない。</li> <li>⑥ 基礎調査の成果は、Ⅱ編4章に示した調査結果の整理方法に基づき、調書（案）等にとりまとめる。</li> <li>⑦ 基礎調査実施時において、新たに必要な調査項目等が発生した場合は、速やかに調査職員と協議のうえ、柔軟に対応する。</li> <li>⑧ 基礎調査実施時において、新たに他現象（土石流・地滑り）の調査対象箇所が確認された場合や他現象への影響が確認された場合は、速やかに調査職員に報告する。</li> </ol> <p style="text-align: center;">急-4</p>	<p>1.3 基礎調査実施時の留意点</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>基礎調査は、「土砂災害防止対策基本指針（令和3年8月31日国土交通省告示第1194号）」に従うものとする。また、以下の項目に留意して実施する。</p> </div> <p><b>【解説】</b></p> <p>基礎調査実施の留意点としては、以下の項目があげられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当該区域の土地の状況に変化が生じた場合は必要に応じて調査を行う。</li> <li>② 現況の土地利用状況や開発計画等により、人家の立地が新たに予想される土地については、区域の指定が必要であるか否かを把握する。</li> <li>③ 危害のおそれのある土地等の範囲を設定する参考資料とするため、社会条件の動向を常に把握する必要があり、区域内やその周辺地域の人口等の変化について一定の期間（おおむね5年）ごとに調査を実施する。</li> <li>④ 土砂災害防止法に基づく指定と公示がなされた土地の区域は、法的な措置によって住民の私権や財産権が一部制限されることがある。基礎調査結果は指定と公示のための基礎資料となるため、特に区域の設定にあたっては細心の注意を払うとともに、区域間の設定精度の差異を軽減し、作業の平準化と精度維持に努める。</li> <li>⑤ 調査のための民地立ち入りは、土砂災害防止法第5条に基づき、関係者の承諾を得て身分証明書を携帯する。立ち入りの際は、その範囲と定められた時間に配慮し、土地の所有者等関係者からの請求があったときは基礎調査実施機関発行の身分証明書を提示しなければならない。</li> <li>⑥ 基礎調査の成果は、Ⅱ編4章に示した調査結果の整理方法に基づき、調書（案）等にとりまとめる。</li> <li>⑦ 基礎調査実施時において、新たに必要な調査項目等が発生した場合は、速やかに調査職員と協議のうえ、柔軟に対応する。</li> <li>⑧ 基礎調査実施時において、新たに他現象（土石流・地滑り）の調査対象箇所が確認された場合や他現象への影響が確認された場合は、速やかに調査職員に報告する。</li> </ol> <p><b>【机上調査精度の統一】</b></p> <p>基礎調査は、最新の3次元地図(DM)や航空レーザ測量データ(LP)、オルソフォトマップから地形判読等を行い、机上調査を実施する。空中写真から地形判読等を行う場合は、縮尺1/8,000～1/12,500の空中写真を用いる。</p> <p style="text-align: center;">急-9</p>

旧	新
<p>2. 調査対象箇所抽出</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>調査対象箇所の抽出には、(1)別途の法規制等によって既往調査で抽出されている急傾斜地を対象とする方法（以下「既往調査による抽出」）と、(2)既存資料に関わらず新規に抽出する方法（以下「新規抽出」）の二通りがある。</p> <p>なお、斜面の深層崩壊、山体崩壊、想定をはるかに越える規模のものについては、予知・予測が困難であることから、調査対象箇所から除く。</p> </div> <p>【解説】 調査対象箇所の抽出には「既往調査による抽出」と「新規抽出」の二通りがある。このうち長野県では原則として「既往調査による抽出」を採用するが、将来の社会情勢の変化などによって新たに住宅が立地することも踏まえ、「新規抽出」についても必要に応じて実施するものとする。</p> <p>(1) 既往調査による抽出</p> <p>既往の調査で把握されている「急傾斜地崩壊危険区域」や「急傾斜地崩壊危険箇所」内の急傾斜地を対象に調査を実施する。既存資料を参考とすることから、調査・設計・施工・災害履歴などの資料も収集しやすく、より正確に急傾斜地の状況を把握することができる。</p> <p>■急傾斜地崩壊危険区域：「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 昭和44年7月1日 法律第57号」に準拠し、指定された区域</p> <p>■急傾斜地崩壊危険箇所：「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領 平成11年11月 建設省河川局砂防部傾斜地保全課」に準拠し、選定された区域</p> <p>(2) 新規抽出</p> <p>調査対象箇所は、空中写真または、1/25,000 地形図もしくは同等以上の大縮尺の地形図を用い、後述の2.1、2.2章に示す地形条件、社会条件に基づき、新規に対象箇所を抽出する。ただし、地形条件を重視した場合、地域によっては対象箇所が一気に増大する可能性があり、抽出に際しては慎重な検討を要する。</p> <p style="text-align: center;">急-5</p>	<p>2. 調査対象箇所抽出</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>調査対象箇所の抽出には、(1)別途の法規制等によって既往調査で抽出されている急傾斜地を対象とする方法（以下「既往調査による抽出」）と、(2)既存資料に関わらず新規に抽出する方法（以下「新規抽出」）の二通りがある。</p> <p>なお、斜面の深層崩壊、山体崩壊、想定をはるかに越える規模のものについては、予知・予測が困難であることから、調査対象箇所から除く。</p> </div> <p>【解説】 調査対象箇所の抽出には「既往調査による抽出」と「新規抽出」の二通りがある。このうち長野県では原則として「既往調査による抽出」を採用するが、将来の社会情勢の変化などによって新たに住宅が立地することも踏まえ、「新規抽出」についても必要に応じて実施するものとする。</p> <p>(1) 既往調査による抽出</p> <p>既往の調査で把握されている「急傾斜地崩壊危険区域」や「急傾斜地崩壊危険箇所」内の急傾斜地を対象に調査を実施する。既存資料を参考とすることから、調査・設計・施工・災害履歴などの資料も収集しやすく、より正確に急傾斜地の状況を把握することができる。</p> <p>■急傾斜地崩壊危険区域：「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 昭和44年7月1日 法律第57号」に準拠し、指定された区域</p> <p>■急傾斜地崩壊危険箇所：「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領 平成11年11月 建設省河川局砂防部傾斜地保全課」に準拠し、選定された区域</p> <p>(2) 新規抽出</p> <p>調査対象箇所は、最新の3次元地図(DM)や航空レーザ測量データ(LP)、オルソフォトマップ、空中写真または、1/25,000 地形図もしくは同等以上の大縮尺の地形図を用い、後述の2.1、2.2章に示す地形条件、社会条件に基づき、新規に対象箇所を抽出する。ただし、地形条件を重視した場合、地域によっては対象箇所が一気に増大する可能性があり、抽出に際しては慎重な検討を要する。</p> <p style="text-align: center;">急-10</p>

(3) 危険箇所番号

抽出した急傾斜地崩壊危険箇所に対して、各市町村内の左上から時計回りに辿る規則で危険箇所番号を付番する。危険箇所番号は、各市町村内で完結した「K＋事務所番号＋市町村番号（市町村コードのうち下3桁）＋通し番号（001～n）＋枝番号」とする。

各番号の先頭には、他の2現象（土石流、地滑り）と区別するためにKを付ける。

危険箇所番号は一つのまとまりのある区域（2.3 参照）毎に付番されることになるが、その区域内に複数の急傾斜地が存在するような場合は、危険箇所番号の末尾に枝番号（カタカナで50音順）を付加するものとする。

事務所番号は、表I-2.1のとおりとする。

表I-2.1 危険箇所番号（事務所番号＋市町村番号＋通し番号）

砂防・建設事務所	事務所番号	市町村番号 (市町村コード)	通し番号 (3桁)	枝番号 (必要に応じて)
白田建設事務所	01	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
佐久建設事務所	02	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
上田建設事務所	03	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
諏訪建設事務所	04	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
伊那建設事務所	05	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
飯田建設事務所	06	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
木曾建設事務所	07	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
松本建設事務所	08	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
豊科建設事務所	09	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
大町建設事務所	11	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
千曲建設事務所	12	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
須坂建設事務所	13	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
中野建設事務所	14	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
長野建設事務所	15	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
飯山建設事務所	16	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
犀川砂防事務所	23	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
姫川砂防事務所	24	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
土尻川砂防事務所	25	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順

※各危険箇所番号の先頭には、Kを付けること

(3) 区域箇所番号

抽出した**危害のおそれのある土地等**に対して、各市町村内の左上から時計回りに辿る規則で**区域箇所番号**を付番する。**区域箇所番号**は、各市町村内で完結した「K＋事務所番号＋市町村番号（市町村コードのうち下3桁）＋通し番号（001～n）＋枝番号」とする。

各番号の先頭には、他の2現象（土石流、地滑り）と区別するためにKを付ける。**(K○○○○○○○○と表記する。)**

**区域箇所番号**は一つのまとまりのある区域（2.3 参照）毎に付番されることになるが、その区域内に複数の急傾斜地が存在するような場合は、**区域箇所番号**の末尾に枝番号（カタカナで50音順）を付加するものとする。

事務所番号は、表I-2.1のとおりとする。

表I-2.1 区域箇所番号（事務所番号＋市町村番号＋通し番号）

砂防・建設事務所	事務所番号	市町村番号 (市町村コード)	通し番号 (3桁)	枝番号 (必要に応じて)
佐久北部建設事務所	01	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
佐久建設事務所	02	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
上田建設事務所	03	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
諏訪建設事務所	04	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
伊那建設事務所	05	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
飯田建設事務所	06	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
木曾建設事務所	07	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
松本建設事務所	08	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
安曇野建設事務所	09	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
大町建設事務所	11	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
千曲建設事務所	12	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
須坂建設事務所	13	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
北信(中野)建設事務所	14	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
長野建設事務所	15	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
北信(飯山)建設事務所	16	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
犀川砂防事務所	23	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
姫川砂防事務所	24	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
土尻川砂防事務所	25	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順
北信砂防事務所	31	市町村コードのうち下3桁	001～n	カタカナ50音順

※各**区域箇所番号**の先頭には、Kを付けること

2.1 地形条件

傾斜度が 30° 以上ある土地の区域であって、高さ 5m以上の急傾斜地を、調査対象とする。

【解説】

急傾斜地の崩壊とは、「傾斜度が 30° 以上である土地が崩壊する自然現象」をいい、急傾斜地は傾斜度 30° 以上、高さ 5メートル以上の斜面と定義され、その範囲は、斜面下方の急傾斜地下端と斜面上方の急傾斜地上端の、2つの地点によって囲まれる範囲となる。

また、危害が生ずるおそれのある土地は、急傾斜地と急傾斜地の上端からの水平距離が 10m以内、下端からの水平距離が当該急傾斜地の高さに相当する距離の 2倍（当該距離の 2倍が 50mを超える場合は、50m）以内である。

図 I - 2.1 に調査対象箇所の概念図を示す。

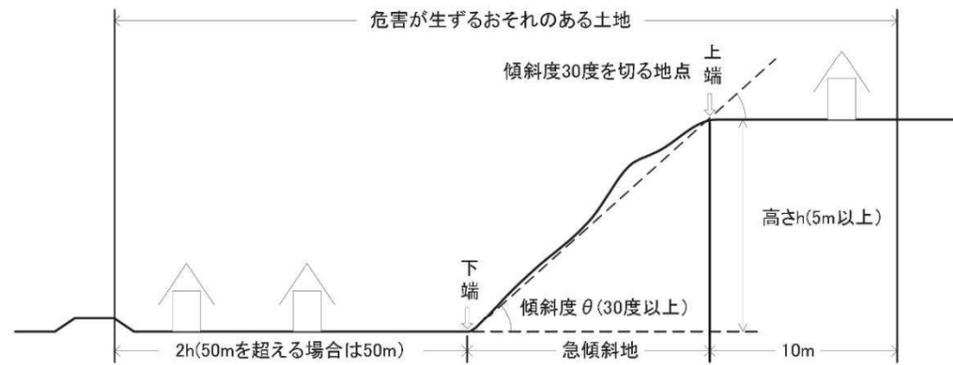


図 I - 2.1 調査対象箇所の概念図

2.1 地形条件

傾斜度が 30° 以上ある土地の区域であって、高さ 5m以上の急傾斜地を、調査対象とする。

【解説】

急傾斜地の崩壊とは、「傾斜度が 30° 以上である土地が崩壊する自然現象」をいい、急傾斜地は傾斜度 30° 以上、高さ 5メートル以上の斜面と定義され、その範囲は、斜面下方の急傾斜地下端と斜面上方の急傾斜地上端の、2つの地点によって囲まれる範囲となる。

また、危害が生ずるおそれのある土地は、急傾斜地と急傾斜地の上端からの水平距離が 10m以内、下端からの水平距離が当該急傾斜地の高さに相当する距離の 2倍（当該距離の 2倍が 50mを超える場合は、50m）以内である。

図 I - 2.1 に調査対象箇所の概念図を示す。

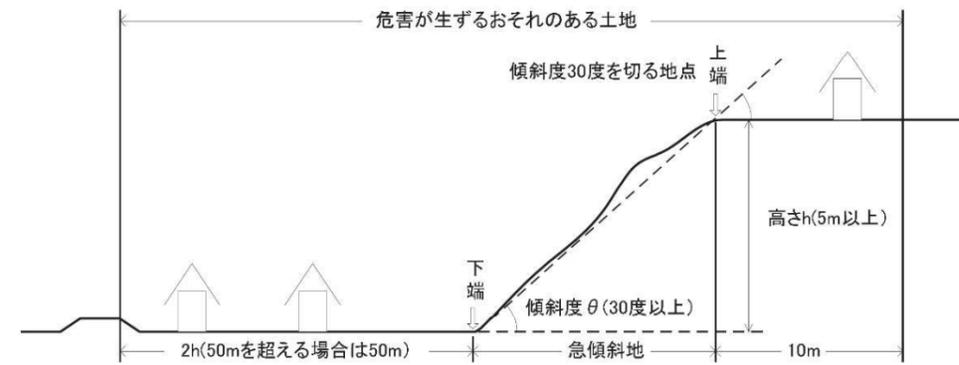


図 I - 2.1 調査対象箇所の概念図

旧	新
<p>2.2 社会条件</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>急傾斜地およびその周辺において次の条件にある土地を抽出対象とする。</p> <p>①急傾斜地およびその周辺に人家等が存在する箇所（人家等のある急傾斜地）</p> <p>②現在「人家等のある急傾斜地」でないが、現況の土地利用状況や開発計画等の社会条件により人家等の立地が予想される箇所（人家等のない急傾斜地）</p> </div> <p>【解説】</p> <p>急傾斜地およびその周辺とは、前節で説明する危害が生ずるおそれのある土地を指し、急傾斜地とその隣接区域の範囲である。その範囲内に、人家等がある箇所および人家等の立地が予想される箇所を対象とする。</p> <p>(1)「人家等のある急傾斜地」の抽出</p> <p>「人家等」の判断基準は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「人家等」は、居室を有する人家（別荘含む）及び公共的建物（災害弱者関連施設を含む）とする。</li> <li>・ 「居室」とは、建築基準法第2条第4号に規定される居室を指し、「居住、執務、作業、集会、娯楽、その他これに類する目的のために継続的に使用する室」をいう。</li> </ul> <p>(2)「人家等のない急傾斜地」の抽出</p> <p>人家等のない急傾斜地の調査対象区域の抽出は、以下を参考に行う。なお、人家等のない急傾斜地の範囲は、急傾斜地下端部延長が20m程度以上連続する区間とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①近年、人口が増加している市町村、宅地が増加している市町村を調査する。</li> <li>②都市計画区域内及び準都市計画区域内を調査する。</li> <li>③開発計画等が策定されている区域を調査する。</li> <li>④集落の周囲1kmの範囲に含まれる既設道路から概ね100mの範囲にある平坦地を調査対象とする（図I-2.3参照）。</li> <li>⑤集落の周囲100mの範囲に含まれる平坦地を調査対象とする（図I-2.3参照）。</li> <li>⑥山岳地帯でも観光地でリゾートマンションなどが建設される可能性がある場合には、調査を行う。</li> </ol> <p>この抽出フローを図I-2.2に示す。</p>	<p>2.2 社会条件</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>急傾斜地およびその周辺において次の条件にある土地を抽出対象とする。</p> <p>①急傾斜地およびその周辺に人家等が存在する箇所（人家等のある急傾斜地）</p> <p>②現在「人家等のある急傾斜地」でないが、現況の土地利用状況や開発計画等の社会条件により人家等の立地が予想される箇所（人家等のない急傾斜地）</p> </div> <p>【解説】</p> <p>急傾斜地およびその周辺とは、前節で説明する危害が生ずるおそれのある土地を指し、急傾斜地とその隣接区域の範囲である。その範囲内に、人家等がある箇所および人家等の立地が予想される箇所を対象とする。</p> <p>(1)「人家等のある急傾斜地」の抽出</p> <p>「人家等」の判断基準は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「人家等」は、居室を有する人家（別荘含む）及び公共的建物（<b>要配慮者利用施設</b>を含む）とする。</li> <li>・ 「居室」とは、建築基準法第2条第4号に規定される居室を指し、「居住、執務、作業、集会、娯楽、その他これに類する目的のために継続的に使用する室」をいう。</li> </ul> <p>(2)「人家等のない急傾斜地」の抽出</p> <p>人家等のない急傾斜地の調査対象区域の抽出は、以下を参考に行う。なお、人家等のない急傾斜地の範囲は、急傾斜地下端部延長が20m程度以上連続する区間とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①近年、人口が増加している市町村、宅地が増加している市町村を調査する。</li> <li>②都市計画区域内及び準都市計画区域内を調査する。</li> <li>③開発計画等が策定されている区域を調査する。</li> <li>④集落の周囲1kmの範囲に含まれる既設道路から概ね100mの範囲にある平坦地を調査対象とする（図I-2.3参照）。</li> <li>⑤集落の周囲100mの範囲に含まれる平坦地を調査対象とする（図I-2.3参照）。</li> <li>⑥山岳地帯でも観光地でリゾートマンションなどが建設される可能性がある場合には、調査を行う。</li> </ol> <p>この抽出フローを図I-2.2に示す。</p>
急-8	急-13

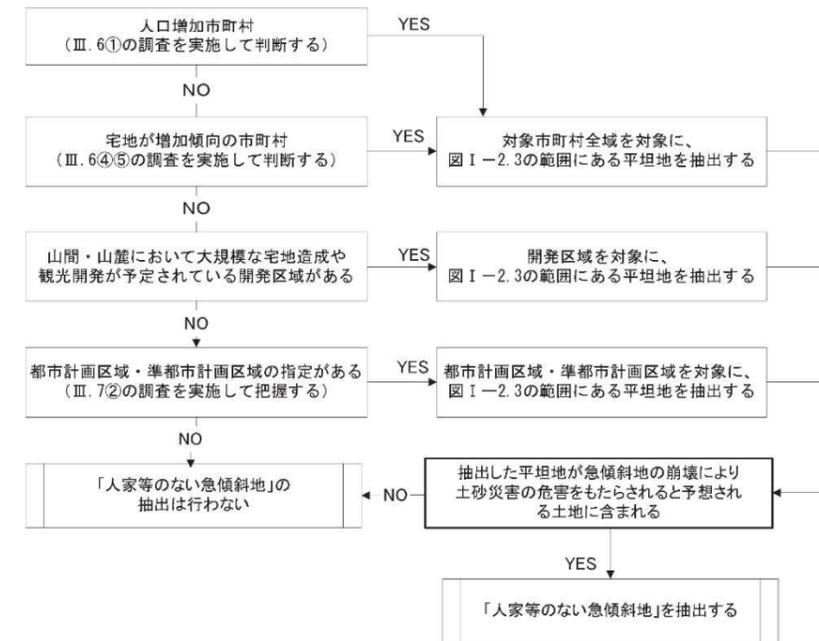
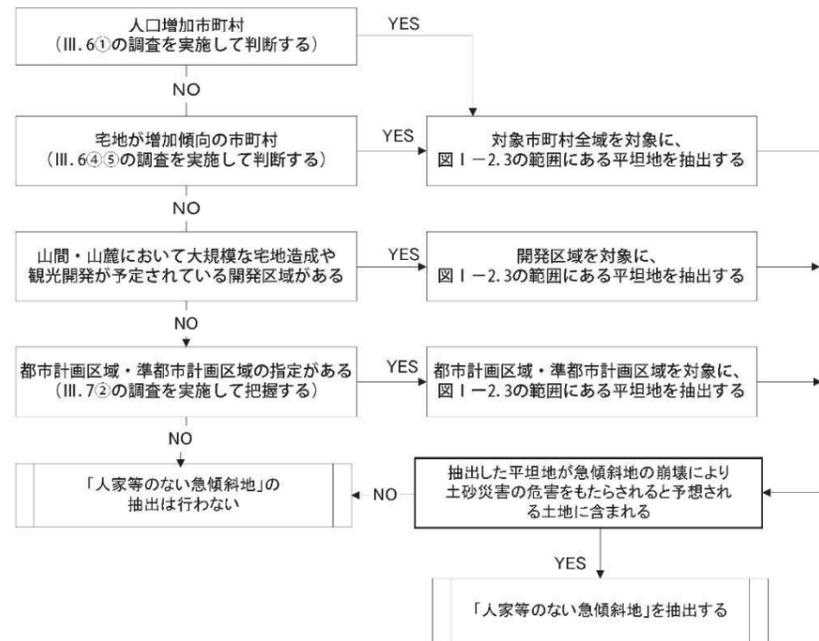


図 I - 2. 2 人家等のない急傾斜地の抽出フロー

図 I - 2. 2 人家等のない急傾斜地の抽出フロー

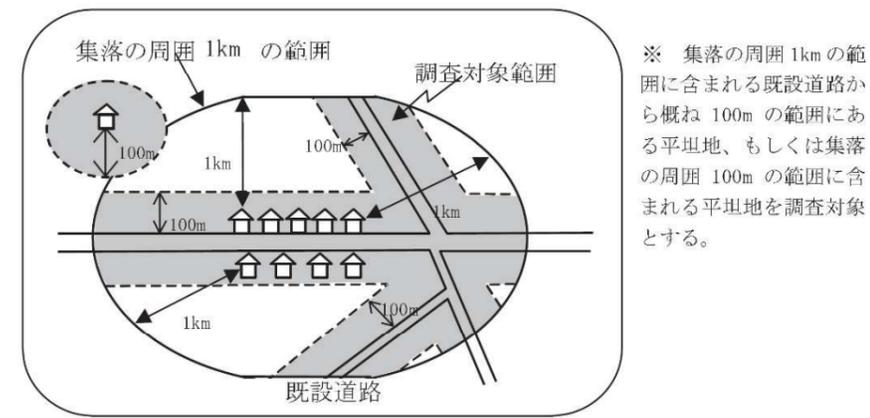
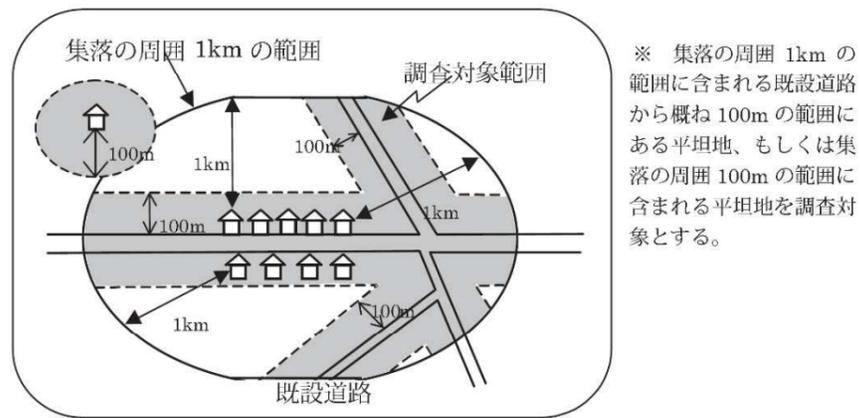


図 I - 2. 3 人家等のない急傾斜地抽出のための範囲選定例

図 I - 2. 3 人家等のない急傾斜地抽出のための範囲選定例

次のケースについては調査対象外とする。

- 1) 人家等が全くない山岳地帯や無人島など、人家の立地する可能性がない区域は対象外とする。
- 2) 表 I - 2.2 に示すような法律により土地利用が制限されている区域等は調査の対象外とする。
- 3) 高速道路の法面等の公共施設でその管理者が明らかに管理しているような斜面については調査の対象外とする。

表 I - 2.2 人家等のない急傾斜地の抽出対象外とする法指定区域

法指定区域名	法律名
・国立公園特別保護地区及び特別地域 ・国定公園特別保護地区及び特別地域	・自然公園法
・原生自然環境保全地域※ ・自然環境保全地域特別地区	・自然環境保全法 ・自然環境保全条例

※平成 15 年 12 月現在、長野県内には該当区域なし

実際の抽出にあたっては、以下の判断基準にしたがって、将来的に人家等の立地が予想される箇所についての絞り込みを行う。

- ①「人口が増加市町村」の判断基準  
人口データについては「国勢調査」を利用する。最新の調査結果と、その前回の調査結果を比較し、増加している場合は調査対象とする。
- ②「集落」の判断基準  
「集落」とは、1/25,000 地形図上で 1 点以上の「独立建物」で示されるものとする。公共的建物については 1 棟でも「集落」と見なす。
- ③「集落の周囲 1km もしくは 100m」の設定方法  
集落を構成する人家等の外周となる家屋の端部から 1km もしくは 100m の範囲とする。
- ④「既設道路」の判断基準  
「既設道路」とは 1/25,000 地形図において幅員 3.0～5.5m 以上の凡例で示される道路（2 条道路）をいう。
- ⑤「おおむね 100m の範囲」の判断基準  
抽出対象となるのは「おおむね 100m の範囲」内に想定される「危害のおそれのある土地の区域」の一部分でも含まれる場合とする。

次のケースについては調査対象外とする。

- 1) 人家等が全くない山岳地帯や無人島など、人家の立地する可能性がない区域は対象外とする。
- 2) 表 I - 2.2 に示すような法律により土地利用が制限されている区域等は調査の対象外とする。
- 3) 高速道路の法面等の公共施設でその管理者が明らかに管理しているような斜面については調査の対象外とする。

表 I - 2.2 人家等のない急傾斜地の抽出対象外とする法指定区域

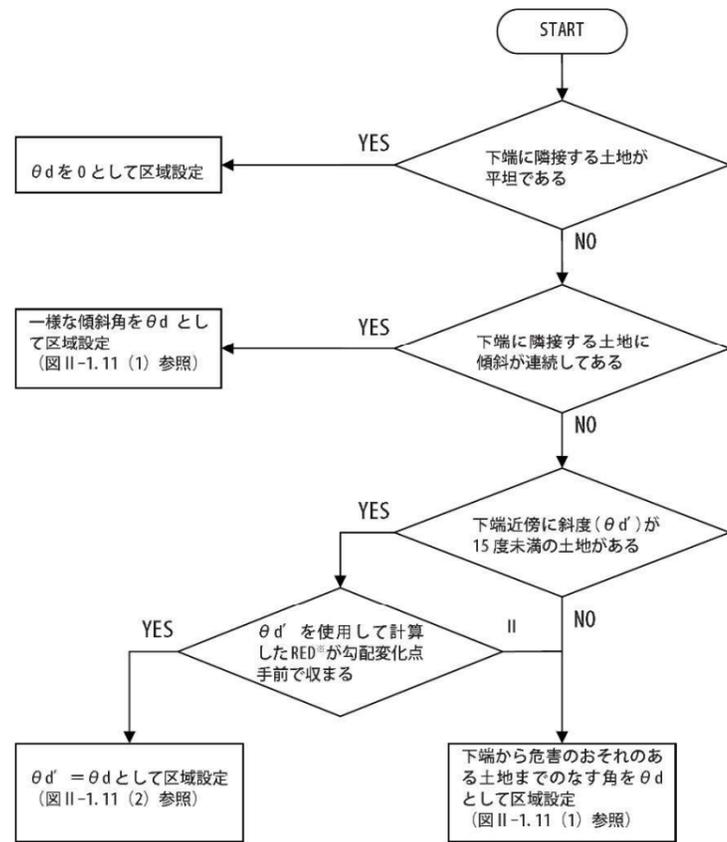
法指定区域名	法律名
・国立公園特別保護地区及び特別地域 ・国定公園特別保護地区及び特別地域	・自然公園法
・原生自然環境保全地域※ ・自然環境保全地域特別地区	・自然環境保全法 ・自然環境保全条例

※令和 5 年 11 月現在、長野県内には該当区域なし

実際の抽出にあたっては、以下の判断基準にしたがって、将来的に人家等の立地が予想される箇所についての絞り込みを行う。

- ①「人口が増加市町村」の判断基準  
人口データについては「国勢調査」を利用する。最新の調査結果と、その前回の調査結果を比較し、増加している場合は調査対象とする。
- ②「集落」の判断基準  
「集落」とは、1/25,000 地形図上で 1 点以上の「独立建物」で示されるものとする。公共的建物については 1 棟でも「集落」と見なす。
- ③「集落の周囲 1km もしくは 100m」の設定方法  
集落を構成する人家等の外周となる家屋の端部から 1km もしくは 100m の範囲とする。
- ④「既設道路」の判断基準  
「既設道路」とは 1/25,000 地形図において幅員 3.0～5.5m 以上の凡例で示される道路（2 条道路）をいう。
- ⑤「おおむね 100m の範囲」の判断基準  
抽出対象となるのは「おおむね 100m の範囲」内に想定される「危害のおそれのある土地の区域」の一部分でも含まれる場合とする。
- ⑥「山岳地帯でも～建設される可能性がある場合」の判断基準  
開発計画等により、位置・範囲等が特定できる場合は調査対象とする。

が複雑で、下端近傍に斜度  $15^\circ$  未満の土地を有する場合は、著しい危害のおそれのある土地の範囲（Ⅱ.2.2 参照）を試算（この際に緩傾斜地の傾斜度は当該土地の傾斜度と設定）し、その範囲が  $15^\circ$  未満の土地の中に収まれば、緩傾斜地の傾斜度はその値を用いる。  
急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の傾斜度についての考え方を図Ⅱ-1.10 に示す。

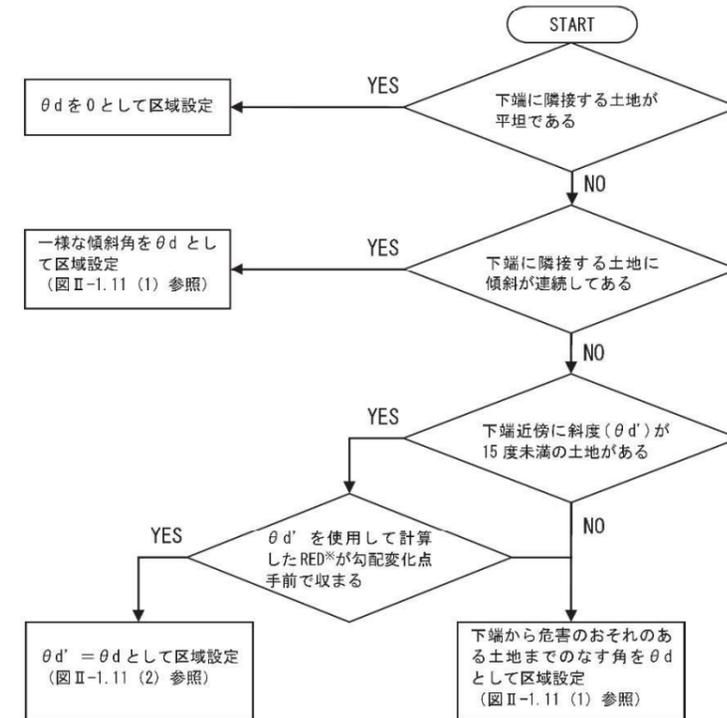


※RED とは著しい危害のおそれのある土地の範囲のことである

図Ⅱ-1.10 急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の傾斜度についての考え方

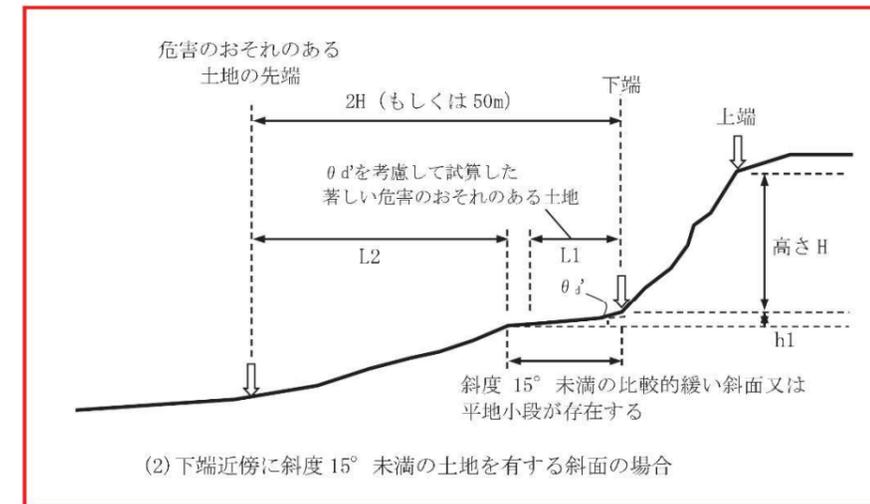
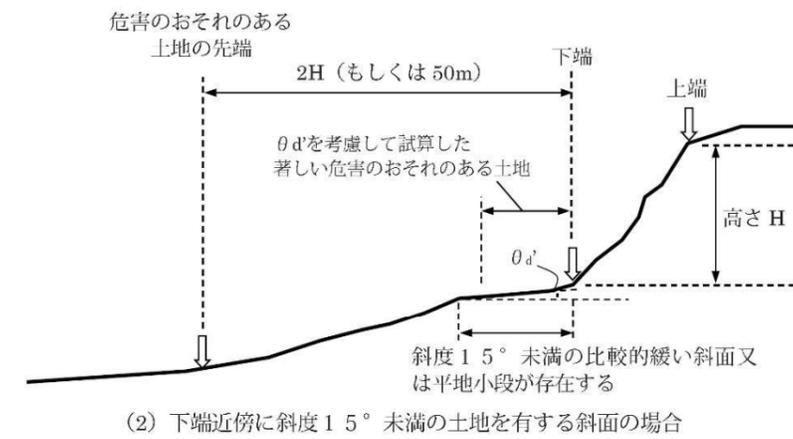
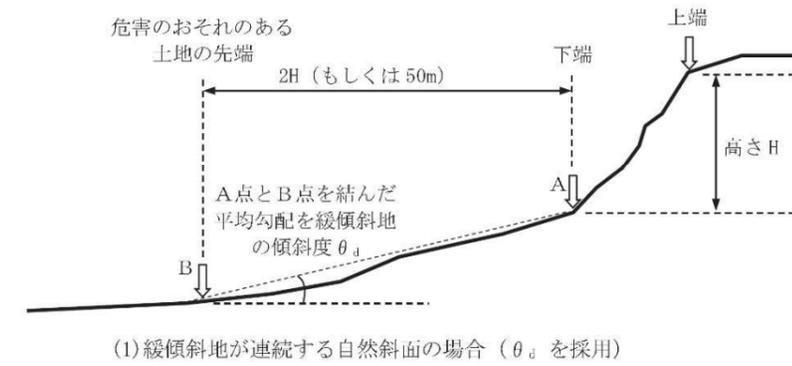
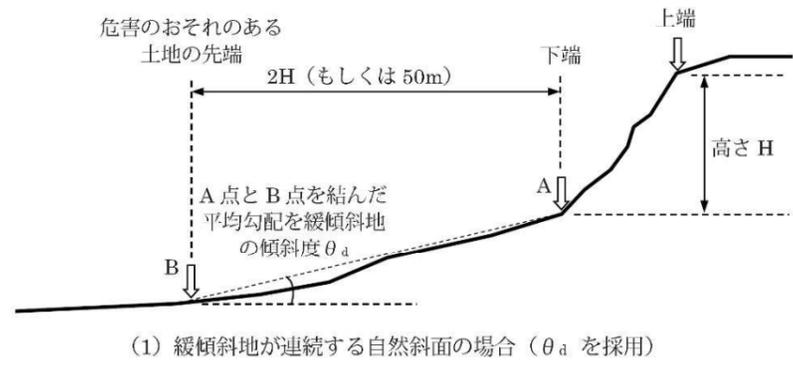
- ①急傾斜地下端に隣接する土地の形状が複雑で、下端近傍に斜度  $15^\circ$  未満の土地を有する場合は、著しい危害のおそれのある土地の範囲（Ⅱ.2.2 参照）を試算（この際に緩傾斜地の傾斜度は当該土地の傾斜度と設定）し、その範囲が  $15^\circ$  未満の土地の中に収まれば、緩傾斜地の傾斜度はその値を用いる。
- ②急傾斜地下端に階段地形がある場合 (h1 と (L1+L2) のように一連斜面とした場合は  $30^\circ$  ない場合は)、斜面崩壊が生じて各平坦部分で減衰し、緩斜面のように土砂が押し出していくことは無いと考えられるため、急傾斜地下端に隣接する土地の形状が階段地形で崩壊土砂の減衰が見込める場合は、上段緩傾斜地 L1 の傾斜角  $\theta d'$  を用いる。ただし、著しい危害のおそれのある土地の下端が上段緩傾斜地と下段傾斜地との間の急傾斜地にかかる場合はこの斜面の法尻の遷緩点を著しい危害のおそれのある土地の下端とする。

急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の傾斜度についての考え方を図Ⅱ-1.10 に示す。



※RED とは著しい危害のおそれのある土地の範囲のことである

図Ⅱ-1.10 急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の傾斜度についての考え方



図Ⅱ - 1.11 緩傾斜地斜面がある場合の緩傾斜地の傾斜度

図Ⅱ - 1.11 緩傾斜地斜面がある場合の緩傾斜地の傾斜度

旧	新
<p data-bbox="439 369 914 401">2. 世帯数及び人家戸数調査（机上・現地）</p> <div data-bbox="418 436 1305 564" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="418 449 1299 564">危害のおそれのある土地等の区域における世帯数・人家戸数を調査し、また著しい危害のおそれのある土地の区域については、その建築構造についてもあわせて調査し、区域調査の様式にとりまとめる。</p> </div> <p data-bbox="418 579 516 606">【解 説】</p> <p data-bbox="454 613 593 640">(1) 調査目的</p> <p data-bbox="454 646 1299 779">著しい危害のおそれのある土地の区域では、新たに立地する建築物の構造が規制されることとなる。人家戸数の調査は、危害のおそれのある土地等の区域に含まれる「人家（居室を有する建物）」を把握することで、既存住宅の移転促進や警戒避難体制等のソフト対策を行う際の基礎資料とする。</p> <p data-bbox="454 816 593 844">(2) 調査内容</p> <p data-bbox="454 850 1299 947">危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地として設定した区域に各々含まれる人家を把握し戸数を計上する。アパート・マンション等の共同住宅は、世帯数（1部屋＝1世帯）を人家戸数として計上する。</p> <p data-bbox="454 953 1299 1085">なお、人家の建物部分が二つの土地の区域に跨るときは、特別警戒区域に一部でもかかる場合は特別警戒区域内に計上、警戒区域と区域外に属する場合は警戒区域内に計上する。また、家屋の庭のように住宅の敷地の一部のみが危害のおそれのある土地等の区域にかかり、建築物自体がその区域にかからない場合は、人家戸数としては計上しない。</p> <p data-bbox="454 1092 1299 1188">著しい危害のおそれのある土地の区域に含まれる人家については、建築構造を調査する。建築構造は、主要構造部（主に柱）が鉄筋コンクリート・コンクリート・鉄骨である場合は「非木造（RC造等）」とし、以外は「木造」とする。</p> <p data-bbox="454 1194 1299 1260"><del>建物が二つの土地の区域又は区域外にまたがる場合は、建物の半分以上が属する区域をもって区分する。</del></p> <p data-bbox="454 1302 1299 1367">なお、人家に該当するのかどうか判断のつきにくい建築物・施設については、その建築物・施設に管理者が駐在する場合は人家として扱い、無人の場合は対象としない。</p> <p data-bbox="418 1373 498 1400">(一例)</p> <ul data-bbox="454 1407 1299 1570" style="list-style-type: none"> <li>・ 神社、仏閣：管理者が常駐する場合は人家として扱う。管理者不在の場合は、対象としない。</li> <li>・ 工場、店舗：昼間に作業する者がいるため、人家1戸として扱う。ただし、大工場のように数棟ある場合は、施設としては「1箇所」のため1戸として扱う。</li> <li>・ 季節営業の施設（別荘、スキー場内食堂等）に使用されている場合は、人家1戸として扱う。）</li> </ul> <p data-bbox="454 1608 593 1635">(3) 調査方法</p> <p data-bbox="454 1642 1299 1745">3次元地図、オルソフォトマップ、住宅地図を相互に活用する。人家の建築構造は、建築構造を確認できる設計図書等の既往資料がない場合は、現地で外観から構造を判断する。</p> <p data-bbox="825 1780 890 1808">急-67</p>	<p data-bbox="1679 369 2154 401">2. 世帯数及び人家戸数調査（机上・現地）</p> <div data-bbox="1662 407 2552 527" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1662 417 2543 527">危害のおそれのある土地等の区域における世帯数・人家戸数を調査し、また著しい危害のおそれのある土地の区域については、その建築構造についてもあわせて調査し、区域調査の様式にとりまとめる。</p> </div> <p data-bbox="1662 543 1760 571">【解 説】</p> <p data-bbox="1697 577 1837 604">(1) 調査目的</p> <p data-bbox="1697 611 2543 743">著しい危害のおそれのある土地の区域では、新たに立地する建築物の構造が規制されることとなる。人家戸数の調査は、危害のおそれのある土地等の区域に含まれる「人家（居室を有する建物）」を把握することで、既存住宅の移転促進や警戒避難体制等のソフト対策を行う際の基礎資料とする。</p> <p data-bbox="1697 781 1837 808">(2) 調査内容</p> <p data-bbox="1697 814 2543 911">危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地として設定した区域に各々含まれる人家を把握し戸数を計上する。アパート・マンション等の共同住宅は、世帯数（1部屋＝1世帯）を人家戸数として計上する。</p> <p data-bbox="1697 917 2543 1050">なお、人家の建物部分が二つの土地の区域に跨るときは、<u>特別警戒区域および警戒区域の両方に人家戸数として計上する。</u>また、家屋の庭のように住宅の敷地の一部のみが危害のおそれのある土地等の区域にかかり、建築物自体がその区域にかからない場合は、人家戸数としては計上しない。</p> <p data-bbox="1697 1056 2543 1159">著しい危害のおそれのある土地の区域に含まれる人家については、<u>建築構造を調査する。</u>建築構造は、主要構造部（主に柱）が鉄筋コンクリート・コンクリート・鉄骨である場合は「非木造（RC造等）」とし、以外は「木造」とする。</p> <p data-bbox="1697 1197 2543 1262">なお、人家に該当するのかどうか判断のつきにくい建築物・施設については、その建築物・施設に管理者が駐在する場合は人家として扱い、無人の場合は対象としない。</p> <p data-bbox="1662 1268 1742 1295">(一例)</p> <ul data-bbox="1697 1302 2543 1465" style="list-style-type: none"> <li>・ 神社、仏閣：管理者が常駐する場合は人家として扱う。管理者不在の場合は、対象としない。</li> <li>・ 工場、店舗：昼間に作業する者がいるため、人家1戸として扱う。ただし、大工場のように数棟ある場合は、施設としては「1箇所」のため1戸として扱う。</li> <li>・ 季節営業の施設（別荘、スキー場内食堂等）に使用されている場合は、人家1戸として扱う。）</li> </ul> <p data-bbox="1697 1503 1837 1530">(3) 調査方法</p> <p data-bbox="1697 1537 2543 1640">3次元地図、オルソフォトマップ、住宅地図を相互に活用する。人家の建築構造は、建築構造を確認できる設計図書等の既往資料がない場合は、現地で外観から構造を判断する。</p> <p data-bbox="2068 1780 2133 1808">急-72</p>

旧	新
<p data-bbox="460 399 593 420">(4) 整理方法</p> <p data-bbox="460 430 1299 525">著しい危害のおそれのある土地、危害のおそれのある土地（ここでは、著しい危害のおそれのある土地を除く）に含まれる人家戸数は、重複を避けて計上し区域調書の様式に整理する。</p> <p data-bbox="460 535 1299 598">著しい危害のおそれのある土地の区域に含まれる人家については、その建築構造が個々に判別できるよう、また図面との整合がとれるように区域調書の様式に整理する。</p> <p data-bbox="825 1780 890 1806">急-68</p>	<p data-bbox="1706 367 1840 388">(4) 整理方法</p> <p data-bbox="1706 399 2546 462">著しい危害のおそれのある土地、危害のおそれのある土地に含まれる人家戸数は、<b>それぞれの区域毎</b>に計上し区域調書の様式に整理する。</p> <p data-bbox="1706 472 2546 535">著しい危害のおそれのある土地の区域に含まれる人家については、その建築構造が個々に判別できるよう、また図面との整合がとれるように区域調書の様式に整理する。</p> <p data-bbox="2077 1780 2142 1806">急-73</p>

旧	新
<p>3. 公共施設等の状況調査（机上・現地）</p> <div data-bbox="418 443 1308 527" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>危害のおそれのある土地等の区域における公共的建物や公共施設等を調査し、公共的建物はその建築構造についてもあわせて調査し、区域設定調書にとりまとめる。</p> </div> <p>【解 説】</p> <p>(1) 調査目的  危害のおそれのある土地等の区域に含まれる「公共的建物(災害弱者関連施設を含む)」の棟数と構造及び、「公共施設」の延長・基数を把握し、警戒避難体制等のソフト対策を行う際の基礎資料とする。</p> <p>(2) 調査内容  危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地として設定した区域に各々含まれる公共的建物（表Ⅲ-3.1、表Ⅲ-3.3）を把握して棟数を計上する。  また、公共施設を表Ⅲ-3.2の種類別に分類し、各々の施設延長（橋長を含む）と橋梁の基数を計上する。なお、公共的建物の建物部分が程度に係わらず<u>二つの土地の区域に跨るときは、著しい危害のおそれのある土地の建物として計上する。</u>  <u>危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地のそれぞれの区域に含まれる公共的建物については、建築構造を調査する。</u>建築構造は、主要構造部（主に柱）が鉄筋コンクリート・コンクリート・鉄骨である場合は「非木造（RC造等）」とし、以外は「木造」とする。</p> <p>① 公共的建物（表Ⅲ-3.1、表Ⅲ-3.3の災害弱者関連施設）  警察署、郵便局、その他官公署、現地機関の事務所、駅、学校、図書館、博物館等の不特定多数の人が利用する施設もしくは不特定多数の人に利便を与える施設が該当する。したがって、無人であってもライフラインに影響を及ぼす施設（通信、発電所、上下水道等の建物）は公共的建物として扱う。</p> <p>② 公共施設（表Ⅲ-3.2）  道路：高速道、国道、県道、主要地方道、市町村道、農道、林道、私道、その他の道路。  鉄道：JR、私鉄、ロープウェイ、モノレール、路面電車、その他。  水路：河川、運河、用水路、その他。路側帯の側溝は含まない。  その他：橋梁、ガスタンク等。</p> <p>③ 観光等の施設  旅館、ホテル、スキー場内居住建物、キャンプ場（ヒュッテ、ケビン）、遊園地等の不特定多数の人が利用する観光施設。</p> <p style="text-align: center;">急-69</p>	<p>3. 公共施設等の状況調査（机上・現地）</p> <div data-bbox="1665 401 2555 485" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>危害のおそれのある土地等の区域における公共的建物や公共施設等を調査し、公共的建物はその建築構造についてもあわせて調査し、区域設定調書にとりまとめる。</p> </div> <p>【解 説】</p> <p>(1) 調査目的  危害のおそれのある土地等の区域に含まれる「公共的建物(要配慮者利用施設を含む)」の棟数と構造及び、「公共施設」の延長・基数を把握し、警戒避難体制等のソフト対策を行う際の基礎資料とする。</p> <p>(2) 調査内容  危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地として設定した区域に各々含まれる公共的建物（表Ⅲ-3.1、表Ⅲ-3.3）を把握して棟数を計上する。  また、公共施設を表Ⅲ-3.2の種類別に分類し、各々の施設延長（橋長を含む）と橋梁の基数を計上する。なお、公共的建物の建物部分が程度に係わらず<u>二つの土地の区域に跨るときは、特別警戒区域および警戒区域の両方に計上する。</u>  <u>危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地のそれぞれの区域に含まれる公共的建物については、建築構造を調査する。</u>建築構造は、主要構造部（主に柱）が鉄筋コンクリート・コンクリート・鉄骨である場合は「非木造（RC造等）」とし、以外は「木造」とする。</p> <p>① 公共的建物（表Ⅲ-3.1、表Ⅲ-3.3の要配慮者利用施設）  警察署、郵便局、その他官公署、現地機関の事務所、駅、学校、図書館、博物館等の不特定多数の人が利用する施設もしくは不特定多数の人に利便を与える施設が該当する。したがって、無人であってもライフラインに影響を及ぼす施設（通信、発電所、上下水道等の建物）は公共的建物として扱う。</p> <p>② 公共施設（表Ⅲ-3.2）  道路：高速道、国道、県道、主要地方道、市町村道、農道、林道、私道、その他の道路。  鉄道：JR、私鉄、ロープウェイ、モノレール、路面電車、その他。  水路：河川、運河、用水路、その他。路側帯の側溝は含まない。  その他：橋梁、ガスタンク等。</p> <p>③ 観光等の施設  旅館、ホテル、スキー場内居住建物、キャンプ場（ヒュッテ、ケビン）、遊園地等の不特定多数の人が利用する観光施設。</p> <p style="text-align: center;">急-74</p>

④ 災害弱者関連施設（表Ⅲ-3.3）

公共的建物のうち災害弱者関連施設については、表Ⅲ-3.3 災害弱者関連施設に示す具体的な制限用途を参考とする。

表Ⅲ-3.3 災害弱者関連施設

分類	具体的な制限用途
1：老人福祉施設（老人介護支援センターを除く）、有料老人ホーム （老人福祉法第5条の3） （老人福祉法第29条第1項）	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム
2：身体障害者更生援護施設 （身体障害者福祉法第5条第1項）	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設
3：知的障害者援護施設 （知的障害者福祉法第5条）	知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム
4：精神障害者社会復帰施設 （精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2）	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター
5：保護施設（医療保護施設、宿所提供施設を除く） （生活保護法第38条）	救護施設、更生施設、授産施設
6：児童福祉施設（児童自立支援施設を除く） （児童福祉法第7条）	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター
7：母子福祉施設 （母子及び寡婦福祉法第20条）	母子休養ホーム、母子福祉センター
8：母子健康センター （母子保健法第22条）	母子健康センター
9：その他これらに類する施設	心身障害者福祉協会法第17条第1項第1号の心身障害者福祉協会が設置する福祉施設、児童福祉法第17条の児童相談所に設置される児童の一時保護施設等
学校	10：盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園 （学校教育法第71条、第77条）
医療施設	11：病院、診療所、助産所 （医療法第1条の5第1項、第2項、第2条第1項）

(3) 調査方法

3次元地図、オルソフォトマップ、住宅地図、道路網図、河川網図を相互に活用する。公共的建物の建築構造は、建築構造を確認できる既往資料がない場合は、現地確認を基本とする。

(4) 整理方法

著しい危険のおそれのある土地、危険のおそれのある土地（ここでは、著しい危険のおそれのある土地を除く）に含まれる公共的建物の棟数の重複を避けて計上し、区域調書の様式に整理する。また公共的建物については、その建築構造が個々に判別できるよう区域調書の様式に整理する。

公共施設は、各々の施設延長（単位 m：少数1桁四捨五入）をまとめて、区域調書の様式に整理する。ただし橋梁は基数としその延長は道路に含むものとする。

④ 要配慮者利用施設（表Ⅲ-3.3）

公共的建物のうち要配慮者利用施設については、表Ⅲ-3.3 要配慮者利用施設に示す具体的な制限用途を参考とする。

表Ⅲ-3.3 要配慮者利用施設

要配慮者利用施設の分類	具体的な制限用途
1：老人福祉施設（老人介護支援センターを除く）、有料老人ホーム （老人福祉法第5条の3） （老人福祉法第29条第1項）	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、
2：身体障害者社会参加支援施設 （身体障害者福祉法第5条第1項）	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設
3：知的障害者援護施設 （知的障害者福祉法第5条）	知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム
4：精神障害者社会復帰施設 （精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2）	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター
5：保護施設（医療保護施設、宿所提供施設を除く） （生活保護法第38条）	救護施設、更生施設、授産施設
6：児童福祉施設（児童自立支援施設を除く） （児童福祉法第7条）	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター
7：母子・父子福祉施設 （母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条）	母子休養ホーム、母子福祉センター
8：母子健康包括支援センター （母子保健法第22条）	母子健康センター
9：その他これらに類する施設	心身障害者福祉協会法第17条第1項第1号の心身障害者福祉協会が設置する福祉施設、児童福祉法第17条の児童相談所に設置される児童の一時保護施設等、老人福祉法第5条の2の6に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項に規定する地域活動支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第28項に規定する福祉ホーム、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業の用に供する施設、児童福祉法第6条の2の2に規定する障害児通所支援事業の用に供する施設、児童福祉法第6条の3に規定する児童自立生活援助事業の用に供する施設、児童福祉法第6条の3、2に規定する放課後児童健全育成事業の用に供する施設、児童福祉法第6条の3、3に規定する子育て短期支援事業の用に供する施設、

旧	新									
	<table border="1" data-bbox="1638 357 2567 672"> <tr> <td></td> <td></td> <td>児童福祉法第六条の三、七に規定する一時預かり事業の用に供する施設、 児童福祉法第十二条二に規定する児童相談所</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>10：盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 専修学校(高等課程等を置くもの) (学校教育第一条、学校教育法第二百二十四条)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療施設</td> <td>11：病院、診療所、助産所 (医療法第一条の五、医療法第一条の五、2 医療法第二条)</td> <td></td> </tr> </table> <p data-bbox="1697 709 1825 739">(3) 調査方法</p> <p data-bbox="1697 745 2546 844">3次元地図、オルソフォトマップ、住宅地図、道路網図、河川網図を相互に活用する。公共的建物の建築構造は、建築構造を確認できる既往資料がない場合は、現地確認を基本とする。</p> <p data-bbox="1697 882 1825 911">(4) 整理方法</p> <p data-bbox="1697 917 2546 1016">著しい危害のおそれのある土地、危害のおそれのある土地に含まれる公共的建物の棟数はそれぞれの区域毎に計上し、区域調書の様式に整理する。また公共的建物については、その建築構造が個々に判別できるよう区域調書の様式に整理する。</p> <p data-bbox="1697 1022 2546 1083">公共施設は、各々の施設延長（単位m：少数1桁四捨五入）をまとめて、区域調書の様式に整理する。ただし橋梁は基数としその延長は道路に含むものとする。</p> <p data-bbox="2071 1780 2136 1810">急-77</p>			児童福祉法第六条の三、七に規定する一時預かり事業の用に供する施設、 児童福祉法第十二条二に規定する児童相談所	学校	10：盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 専修学校(高等課程等を置くもの) (学校教育第一条、学校教育法第二百二十四条)		医療施設	11：病院、診療所、助産所 (医療法第一条の五、医療法第一条の五、2 医療法第二条)	
		児童福祉法第六条の三、七に規定する一時預かり事業の用に供する施設、 児童福祉法第十二条二に規定する児童相談所								
学校	10：盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 専修学校(高等課程等を置くもの) (学校教育第一条、学校教育法第二百二十四条)									
医療施設	11：病院、診療所、助産所 (医療法第一条の五、医療法第一条の五、2 医療法第二条)									

旧	新
<p>4. 警戒避難体制に関する調査（机上）</p> <div data-bbox="418 443 1302 527" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>危害のおそれのある土地等の区域における警戒避難体制に関する状況を資料により調査し、区域調書の様式にとりまとめる。</p> </div> <p>【解 説】</p> <p>(1) 調査目的</p> <p>土砂災害防止対策基本指針（平成 13 年 7 月 9 日国土交通省告示第 1119 号）の規定により、「土砂災害警戒区域に指定された場合には、法第七条第一項に基づき、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める」必要がある。</p> <p>警戒避難体制に関する調査は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進するための基礎資料を得るために行う。</p> <p>(2) 調査内容</p> <p>危害のおそれのある土地等の区域に係わる警戒避難体制に関する整備状況について、以下の事項を把握する。</p> <p>① 設定された警戒区域・特別警戒区域の市町村地域防災計画への記載状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域の記載の有無</li> <li>・土砂災害特別警戒区域の記載の有無</li> </ul> <p>注) 記載の有無は、2 回目以降の基礎調査項目</p> <p>② 自主防災組織等の有無</p> <p>危害のおそれのある土地等の警戒避難体制状況として、自主防災組織の有無を調査する。なお、調査は市町村の地区単位とする。</p> <p>③ 伸縮計等の計測機器の設置状況</p> <p>伸縮計、パイプ歪計・土石流発生監視装置などの現在観測中である土砂災害発生の徴候を検知する計測機器の設置状況を調査する。なお、警報装置との接続がある場合は、警報発令の基準値を明記する。</p> <p>④ 最寄りに設置してある雨量計の位置・管理者</p> <p>調査対象の市町村、建設・砂防事務所等の管理する雨量計が調査地域に存在する場合、その所在地、名称および管理者をとりまとめる。</p> <p>⑤ 基準雨量の設定状況</p> <p>上記雨量計の基準雨量の設定状況を調べる。警戒避難基準雨量が設定されているか</p>	<p>4. 警戒避難体制に関する調査（机上）</p> <div data-bbox="1665 401 2549 485" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>危害のおそれのある土地等の区域における警戒避難体制に関する状況を資料により調査し、区域調書の様式にとりまとめる。</p> </div> <p>【解 説】</p> <p>(1) 調査目的</p> <p>土砂災害防止対策基本指針（令和 3 年 8 月 31 日国土交通省告示第 1194 号）の規定により、「土砂災害警戒区域に指定された場合には、法第七条第一項に基づき、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める」必要がある。</p> <p>警戒避難体制に関する調査は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進するための基礎資料を得るために行う。</p> <p>(2) 調査内容</p> <p>危害のおそれのある土地等の区域に係わる警戒避難体制に関する整備状況について、以下の事項を把握する。</p> <p>① 設定された警戒区域・特別警戒区域の市町村地域防災計画への記載状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域の記載の有無</li> <li>・土砂災害特別警戒区域の記載の有無</li> </ul> <p>注) 記載の有無は、2 回目以降の基礎調査項目</p> <p>② 自主防災組織等の有無</p> <p>危害のおそれのある土地等の警戒避難体制状況として、自主防災組織の有無を調査する。なお、調査は市町村の地区単位とする。</p> <p>③ 伸縮計等の計測機器の設置状況</p> <p>伸縮計、パイプ歪計・土石流発生監視装置などの現在観測中である土砂災害発生の徴候を検知する計測機器の設置状況を調査する。なお、警報装置との接続がある場合は、警報発令の基準値を明記する。</p> <p>④ 最寄りに設置してある雨量計の位置・管理者</p> <p>調査対象の市町村、建設・砂防事務所等の管理する雨量計が調査地域に存在する場合、その所在地、名称および管理者をとりまとめる。</p> <p>⑤ 基準雨量の設定状況</p> <p>上記雨量計の基準雨量の設定状況を調べる。警戒避難基準雨量が設定されているかを把握する。</p>
急-72	急-78

表Ⅲ-4.1 警戒避難体制に関する資料とその収集先

調査項目	資料名	収集先(参考)	備考
①警戒区域・特別警戒区域の地域防災計画への記載の有無	地域防災計画書	市町村役場	2回目以降の調査で対象
②自主防災組織等の有無	地域防災計画書	市町村役場	ヒアリング (地域防災計画書確認)
③伸縮計等の計測機器の設置状況	地質調査報告書 観測結果報告書	建設・砂防事務所	
④最寄りに設置してある雨量計の位置・管理者	降雨量データ 観測所諸元表	建設・砂防事務所 市町村役場、気象台	
⑤基準雨量の設定状況	地域防災計画書等	市町村役場 土木部砂防課	ヒアリング
⑥雨量情報、災害発生の予報、被災情報等を伝達するシステムの整備状況	地域防災計画書等	建設・砂防事務所 土木部砂防課 市町村役場	ヒアリング (左記計画書内容確認)
⑦避難路の設定状況、避難場所の位置・建築構造	地域防災計画書 防災マップ等	市町村役場	避難施設の建築構造は、 現地確認又はヒアリング
⑧防災マップの配布等住民への防災知識・情報の周知状況	—	市町村役場	ヒアリング
⑨防災訓練等の実施状況	記録簿等	市町村役場	ヒアリング

(4) 整理方法

とりまとめた調査結果は区域調査の様式に整理する。様式へのとりまとめにあたっては、1回日の基礎調査では市町村ごとに整理し、2回目以降の基礎調査では、危害のおそれのある土地等の区域ごとに整理する。

表Ⅲ-4.1 警戒避難体制に関する資料とその収集先

調査項目	資料名	収集先(参考)	備考
①警戒区域・特別警戒区域の地域防災計画への記載の有無	地域防災計画書	市町村役場	2回目以降の調査で対象
②自主防災組織等の有無	地域防災計画書	市町村役場	ヒアリング (地域防災計画書確認)
③伸縮計等の計測機器の設置状況	地質調査報告書 観測結果報告書	建設・砂防事務所	
④最寄りに設置してある雨量計の位置・管理者	降雨量データ 観測所諸元表	建設・砂防事務所 市町村役場、気象台	
⑤基準雨量の設定状況	地域防災計画書等	市町村役場 建設部砂防課	ヒアリング
⑥雨量情報、災害発生の予報、被災情報等を伝達するシステムの整備状況	地域防災計画書等	建設・砂防事務所 建設部砂防課 市町村役場	ヒアリング (左記計画書内容確認)
⑦避難路の設定状況、避難場所の位置・建築構造	地域防災計画書 防災マップ等	市町村役場	避難施設の建築構造は、 現地確認又はヒアリング
⑧防災マップの配布等住民への防災知識・情報の周知状況	—	市町村役場	ヒアリング
⑨防災訓練等の実施状況	記録簿等	市町村役場	ヒアリング

(4) 整理方法

とりまとめた調査結果は区域調査の様式に整理する。様式へのとりまとめにあたっては、1回日の基礎調査では市町村ごとに整理し、2回目以降の基礎調査では、危害のおそれのある土地等の区域ごとに整理する。

(1) 調査方法

表Ⅲ-5.2に示す収集先を参考に、各種法指定区域の範囲が図示された、出来るだけ大縮尺の図面を収集し、最新の法指定区域を把握する。

表Ⅲ-5.2 土砂災害防止法に関する諸法令と収集先

法指定区域	資料名	収集先(参考)
砂防指定地(砂防法)	管内図、砂防指定地図	県土木部
地すべり防止区域(地すべり等防止法)	地すべり防止区域台帳	
急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊の防止に関する法律)	急傾斜地崩壊危険区域台帳	建設・砂防事務所
保安林(森林法)	〇〇管内保安林位置図 土地利用基本計画図	県林務部、地方事務所 市町村農政担当部局
保安施設地区(森林法)	ヒアリング	県住宅部、地方事務所 市町村建築担当部局
災害危険区域(建築基準法)	ヒアリング	
宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法)	ヒアリング	市町村建築担当部局
人口集中地区(統計法)	国勢調査結果報告書	県土木部、建設事務所 市町村都市計画担当部局
	都市計画図 用途区域図等	
都市計画区域(都市計画法)	都市計画図	市町村都市計画担当部局
市街化区域・市街化調整区域(都市計画法)		
風致地区(都市計画法)	ヒアリング	県総務部 市町村総務担当部局
過疎地域(過疎地域振興特別措置法)		
特定地域(総合保養地域整備法)		
国立公園特別保護地区及び特別地域(自然公園法)	土地利用基本計画図等	県生活環境部 市町村環境担当部局
国定公園特別保護地区及び特別地域(自然公園法)		
都道府県立自然公園特別保護地区及び特別地域 (長野県立自然公園条例)		
緑地保全地区(都市緑地保全法)		
原生自然環境保全地域(自然環境保全法、長野県立自然環境保全条例)		
自然環境保全地域特別地区(自然環境保全法、長野県立自然環境保全条例)		

(1) 調査方法

表Ⅲ-5.2に示す収集先を参考に、各種法指定区域の範囲が図示された、出来るだけ大縮尺の図面を収集し、最新の法指定区域を把握する。

表Ⅲ-5.2 土砂災害防止法に関する諸法令と収集先

法指定区域	資料名	収集先(参考)
砂防指定地(砂防法)	管内図、砂防指定地図	県建設部 建設・砂防事務所
地すべり防止区域(地すべり等防止法)	地すべり防止区域台帳	
急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊の防止に関する法律)	急傾斜地崩壊危険区域台帳	
保安林(森林法)	〇〇管内保安林位置図 土地利用基本計画図	県林務部、地方事務所 市町村農政担当部局
保安施設地区(森林法)	ヒアリング	県住宅部、地方事務所 市町村建築担当部局
災害危険区域(建築基準法)	ヒアリング	
宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法)	ヒアリング	市町村建築担当部局
人口集中地区(統計法)	国勢調査結果報告書	県建設部、建設事務所 市町村都市計画担当部局
	都市計画図 用途区域図等	
都市計画区域(都市計画法)	都市計画図	市町村都市計画担当部局
市街化区域・市街化調整区域(都市計画法)		
風致地区(都市計画法)	ヒアリング	県総務部 市町村総務担当部局
過疎地域(過疎地域振興特別措置法)		
特定地域(総合保養地域整備法)		
国立公園特別保護地区及び特別地域(自然公園法)	土地利用基本計画図等	県生活環境部 市町村環境担当部局
国定公園特別保護地区及び特別地域(自然公園法)		
都道府県立自然公園特別保護地区及び特別地域 (長野県立自然公園条例)		
緑地保全地区(都市緑地保全法)		
原生自然環境保全地域(自然環境保全法、長野県立自然環境保全条例)		
自然環境保全地域特別地区(自然環境保全法、長野県立自然環境保全条例)		

(2) 整理方法

なお、法指定の該当・非該当は、法指定の範囲が一部でも当該区域に係る場合は「該当」とする。「その他」についてはコメントを記入する。

区域調査の様式については、関係諸法令の指定状況欄に該当する法指定項目を記入する。

旧	新
	<p data-bbox="1676 367 1884 399"><b>IV編 概略調査</b></p> <div data-bbox="1676 441 2546 577" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p data-bbox="1676 451 2546 567">「概略調査」とは、基礎調査の1回目が終了した後、おおむね5年ごとに、既指定の危害のおそれのある土地等及び新たな危害のおそれのある土地等の地形や土地利用状況等を比較し、詳細調査を行う必要のある箇所を抽出するための調査である。</p> </div> <p data-bbox="1676 598 1765 630">【解説】</p> <p data-bbox="1662 640 2546 756">既指定の危害のおそれのある土地等及び土砂災害が発生する可能性のある場所での地形の改変、対策施設効果の変化、新たな人家等の立地、災害の発生等の比較調査により、危害のおそれのある土地等の区域の変更および新規に区域指定を行う必要のある箇所を抽出する。</p> <p data-bbox="1676 808 2226 840"><b>1. 既指定の危害のおそれのある土地等の再調査</b></p> <p data-bbox="1676 850 2181 882"><b>1.1 地形や災害発生箇所、人家等の比較調査</b></p> <div data-bbox="1676 892 2546 976" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p data-bbox="1676 903 2546 966">資料収集したデータを基に既指定区域に影響を与える可能性のある地形の改変、対策施設状況、災害発生、人家等の比較調査を行う。</p> </div> <p data-bbox="1676 987 1765 1018">【解説】</p> <p data-bbox="1706 1018 1973 1050"><b>1.1.1 地形の比較調査</b></p> <p data-bbox="1676 1060 2546 1218">前回の基礎調査時に指定された危害のおそれのある土地等の既存区域図と区域設定以降に整備された3次元地図(DM)や航空レーザ測量データ(LP)、オルソフォトマップ等を比較して地形判読を行い、宅地造成および公共事業、土砂災害等による地形の改変を確認する。机上で比較した結果および比較図を概略様式1-1、1-2にとりまとめる。</p> <p data-bbox="1676 1228 2546 1428">机上調査において地形の改変の可能性のある箇所については現地調査を行う。現地において、地形の改変による急傾斜地の上端および下端位置の変化、勾配の変化、高さの変化等の危害のおそれのある土地等への影響や人家等の状況を把握し、区域調書と現況を比較するとともに、調査箇所の上端および下端にポール等を立て、周辺状況を含めた写真撮影を行う。</p> <p data-bbox="1676 1438 2546 1554">調査結果により、急傾斜地の崩壊の地形条件(傾斜30°以上および高さ5m以上)に危害のおそれのある土地等の設定に影響する地形の改変が認められた場合には詳細調査を行う。</p> <p data-bbox="1676 1564 2546 1648">ただし、危害のおそれのある土地等に影響を与えない地形の変化のみでは、詳細調査は行わない。</p> <p data-bbox="1676 1659 2546 1732">調査結果は、危害のおそれのある土地等の設定への影響の有無にかかわらず、様式5-1、様式5-2にとりまとめる。</p> <p data-bbox="2062 1774 2136 1806" style="text-align: center;">急-88</p>

旧	新
	<p><b>1.1.2 対策施設整備状況調査</b></p> <p>前回の基礎調査時に指定された危害のおそれのある土地等における対策施設施設状況について比較調査を行う。該当する対策施設は、II.1.3.1「対象とする対策施設」を参照。</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業による施設については、砂防関係施設点検要領(案)(R.4)に則して実施された点検結果を参照し、施設健全度および施設効果を確認する。また、治山事業等の急傾斜地崩壊対策事業以外の施設については、現地調査を行い、安定性および施設効果をII.1.3.1「対象とする対策施設」により評価する。</p> <p>施設に変形やひび割れ、ポケットの堆砂状況等に変化が認められ、施設効果が変更する可能性がある場合には管理者に修繕計画を確認し、直ちにされるのであれば修繕後の施設効果による評価を行い、無ければ詳細調査を行う。</p> <p>調査結果は、対策施設の変化の有無にかかわらず、概略様式4-1、4-2にとりまとめる。</p> <p><b>1.1.3 災害発生箇所の調査</b></p> <p>前回の基礎調査時以降における災害発生箇所について災害履歴等の資料を収集し、調査結果を概略様式3-1、3-2にとりまとめる。</p> <p>調査の手順は、II.1.4「過去の災害実態調査」を参照。</p> <p><b>1.1.4 人家等の比較調査</b></p> <p>前回の基礎調査時以降における人家等の増減について、既存区域図と区域設定以降に整備された3次元地図(DM)やオルソフォトマップ等を比較し、人家等の増減について調査を行う。調査結果は人家等の増減にかかわらず、概略様式5-1、5-2にとりまとめる。</p> <p>また、人家等の定義は、1.2.2「社会条件」を参照。</p>

旧	新
	<p><b>1.2 危害のおそれのある土地等の再調査</b></p> <p><b>1.2.1 世帯数及び人家戸数調査</b></p> <p>前回の基礎調査時以降において世帯数及び人家戸数に変化があった場合、調査結果を区域調書の様式3-3(1)、3-4にとりまとめる。</p> <p>調査の手順は、Ⅲ.2「世帯数及び人家戸数調査」を参照。</p> <p><b>1.2.2 公共施設等の状況調査</b></p> <p>前回の基礎調査時以降において、公共施設等の状況に変化があった場合、調査結果を区域調書の様式3-3(1)、3-4にとりまとめる。</p> <p>調査の手順は、Ⅲ.3「公共施設等の状況調査（机上）」を参照。</p> <p><b>1.2.3 警戒避難体制に関する調査</b></p> <p>前回の基礎調査時以降において、警戒避難体制に変化があった場合、調査結果を区域調書の様式3-3(1)にとりまとめる。</p> <p>調査の手順は、Ⅲ.4「警戒避難体制に関する調査（机上）」を参照。</p> <p><b>1.2.4 関係法令の指定状況の調査</b></p> <p>前回の基礎調査時以降において、関係法令の指定状況に変化があった場合、調査結果を区域調書の様式3-3(2)にとりまとめる。</p> <p>調査の手順は、Ⅲ.5「関係法令の指定状況の調査（机上）」を参照。</p> <p><b>1.2.5 宅地開発の状況及び建築の動向調査</b></p> <p>前回の基礎調査時以降において、宅地開発の状況及び建築の動向に変化があった場合、結果を区域調書の様式3-6にとりまとめる。</p> <p>調査の手順は、Ⅲ.6「宅地開発の状況及び建築の動向調査（机上）」を参照。</p>

旧	新
	<p data-bbox="1676 367 2166 399"><b>2. 新たな危害のおそれのある土地等の調査</b></p> <p data-bbox="1676 409 2077 441"><b>2.1 災害発生箇所、人家等の調査</b></p> <p data-bbox="1691 441 2033 472"><b>2.1.1 災害発生箇所の調査</b></p> <p data-bbox="1676 483 2522 556">災害発生箇所について、災害履歴等の資料を収集し、調査結果を概略様式3-1、3-2にとりまとめる。</p> <p data-bbox="1691 567 2211 598">調査手順は、II.1.4「過去の災害実態調査」を参照。</p> <p data-bbox="1691 640 2077 672"><b>2.1.2 新たな人家等の立地調査</b></p> <p data-bbox="1676 682 2537 850">前回の基礎調査時に指定されている危害のおそれのある土地区域外において、区域設定以降に整備された3次元地図(DM)や航空レーザ測量データ(LP)、オルソフォトマップ等を基に新たな人家等の立地の調査を行い、調査結果および比較図を概略様式1-1、1-2にとりまとめる。</p> <p data-bbox="1676 861 2537 1018">現地調査により、新たな人家等の立地が認められる場合、調査結果を概略様式5-1、5-2にとりまとめる。新たな人家等の立地に関しては、I編 序論 2.2「社会条件」を参照。人家等の立地状況が危害のおそれのある土地等の設定に影響を与える場合、詳細調査を行う。</p>

旧	新
	<p style="text-align: center;"><b>V編 著しい危害のおそれのある土地(土砂災害特別警戒区域)の解除</b></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">新たに対策施設が施工され、対策施設の効果が認められる場合には、遅滞なく解除の調査を行う。</p> </div> <p><b>【解 説】</b></p> <p>土砂災害防止法第9条第8項に、「土砂災害の防止に関する工事の実施等により、特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について指定を解除する。」と定められているとおり、遅滞なく解除のための調査を行うものとする。</p> <p><b>1. 区域設定のための調査</b></p> <p><b>1.1 対策施設整備状況調査</b></p> <p>前回の基礎調査時に指定された危害のおそれのある土地において、新たに施工された対策施設整備状況の調査を行う。</p> <p>調査は、詳細設計資料や工事記録等を参照するとともに現地調査を行い、施設効果をII.2.2「著しい危害のおそれのある土地の区域設定」により評価する。現地調査の方法は、II.1.3.2「対策施設の状況調査」を参照。</p> <p>調査結果を区域調書の様式2-1、様式2-3、様式2-4にとりまとめる。</p> <p><b>1.2 災害発生箇所の調査</b></p> <p>前回の基礎調査時以降における災害発生箇所の調査を行い、調査結果を区域調書の様式2-5にとりまとめる。</p> <p>調査の手順は、II.1.4「過去の災害実態調査」を参照。</p> <p><b>2. 著しい危害のおそれのある土地(土砂災害特別警戒区域)の再設定</b></p> <p><b>2.1 著しい危害のおそれのある土地(土砂災害特別警戒区域)の再設定</b></p> <p>対策施設整備状況調査により得られた諸元により、土砂災害等を防止・軽減するための効果を有すると認められた場合、著しい危害のおそれのある土地の区域を再設定する。</p> <p>区域設定の手順は、II.2.2「著しい危害のおそれのある土地の区域設定」を参照。</p> <p style="text-align: center;">急-92</p>

旧	新
	<p><b>3. 危害のおそれのある土地等の再調査</b></p> <p>Ⅲ編危害のおそれのある土地の区域等の調査に準拠し、調査結果を区域調査の各様式にとりまとめるものとする。</p> <p><b>3.1 世帯数及び人家戸数調査</b></p> <p>前回の基礎調査時以降において、世帯数及び人家戸数に変化があった場合、調査結果を区域調査の様式3-6にとりまとめる。</p> <p>調査の手順は、Ⅲ.2「世帯数及び人家戸数調査（机上）」を参照。</p> <p><b>3.2 公共施設等の状況調査</b></p> <p>前回の基礎調査時以降において、公共施設等の状況に変化があった場合、調査結果を区域調査の様式3-3(1)にとりまとめる。</p> <p>調査の手順は、Ⅲ.3「公共施設等の状況調査（机上）」を参照。</p> <p><b>3.3 警戒避難体制に関する調査</b></p> <p>前回の基礎調査時以降において、警戒避難体制に変化があった場合、調査結果を区域調査の様式3-3(1)にとりまとめる。</p> <p>調査の手順は、Ⅲ.4「警戒避難体制に関する調査（机上）」を参照。</p> <p><b>3.4 関係諸法令の指定状況調査</b></p> <p>前回の基礎調査時以降において、関係諸法令の指定状況に変化があった場合、調査結果を区域調査の様式3-3(2)にとりまとめる。</p> <p>調査の手順は、Ⅲ.5「関係法令の指定状況の調査（机上）」を参照。</p> <p><b>3.5 宅地開発の状況及び建築の動向調査</b></p> <p>前回の基礎調査時以降において、宅地開発の状況及び建築の動向に変化があった場合、調査結果を区域調査の様式3-6にとりまとめる。</p> <p>調査の手順は、Ⅲ.6「関係法令の指定状況の調査（机上）」を参照。</p> <p style="text-align: center;">急-93</p>

旧	新
	<p data-bbox="1685 367 2418 399"><b>4. 著しい危害のおそれのある土地(土砂災害特別警戒区域)の解除</b></p> <p data-bbox="1685 415 2537 483">著しい危害のおそれのある土地(土砂災害特別警戒区域)の一部解除及び全部解除に際して 解除根拠説明資料を作成する。</p> <p data-bbox="2077 1780 2136 1812">急-94</p>

IV編 調査結果の整理

基礎調査・調書作成要領（急傾斜）

注1 「手引き」は、「土砂災害防止に関する基礎調査の手引き（急傾斜地の崩壊編） 財団法人砂防フロンティア整備機構 刊」

注2 「マニュアル」は、「土砂災害防止に関する基礎調査技術基準（案）（急傾斜地の崩壊編） 長野県土木部砂防課 刊」

様式名	調書作成要領	マニュアル 対応ページ
表紙 位置、位置図	<p>(1) 箇所番号 箇所番号は「K+事務所番号+市町村番号下3桁+通し番号3桁+枝番号」を記入する。（全様式共通）</p> <p>(2) 箇所名 調査対象箇所の名称を記入する。（全様式共通） 例：諏訪004</p> <p>(3) 所在地 調査対象箇所の所在地の郡、市町村、大字名を記入する。（全様式共通）</p> <p>(4) 調査機関 土砂災害防止に関する基礎調査を発注した事務所名を記入する。</p> <p>(5) 位置図（左側） 広域を示す1/200,000の図面を用いる。</p> <p>(6) 位置図（右側） 1/25,000の図面で、箇所範囲が記入されたものを用いる。</p>	P 急-6

VI編 調査結果の整理

基礎調査・調書作成要領（急傾斜）

注1 「手引き」は、「土砂災害防止に関する基礎調査の手引き（急傾斜地の崩壊編） 財団法人砂防フロンティア整備機構 刊」

注2 「マニュアル」は、「土砂災害防止に関する基礎調査技術基準（案）（急傾斜地の崩壊編） 長野県建設部砂防課 刊」

様式名	調書作成要領	マニュアル 対応ページ
表紙 概況、位置図	<p>(1) 箇所番号 箇所番号は「K+事務所番号+市町村番号下3桁+通し番号3桁+枝番号」を記入する。（全様式共通）</p> <p>(2) 箇所名 調査対象箇所の名称を記入する。（全様式共通） 例：諏訪004</p> <p>(3) 所在地 調査対象箇所の所在地の郡、市町村、大字名を記入する。（全様式共通）</p> <p>(4) 調査機関 土砂災害防止に関する基礎調査を発注した事務所名を記入する。</p> <p>(5) 概況図 広域を示す1/200,000の図面を用いる。</p> <p>(6) 位置図 1/25,000の図面で、箇所範囲が記入されたものを用いる。</p>	P 急-12

旧

様式名	調書作成要領	マニュアル 対応ページ
様式0 調査理由及び 調査関係者リ スト	(1)調査年月日 長野県との契約工期の年月日を記入する。 (2)調査理由 調査の理由を記入する。 (3)役割\項目 監督員、副監督員は、発注者の監督員、副監督員の氏名等 を記入する。 調査担当者は、受注者の基礎調査担当者の氏名等を記入す る。	
様式1-1 公示履歴等	(1)公示履歴 すでに公示が実施されている場合に記入する。 (2)基礎調査履歴 基礎調査の実施履歴について、回数、調査年月、理由を記 入する。 (3)急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況について、指定年月日、 告示番号、区域名称を記入する。 (4)急傾斜地崩壊危険箇所 急傾斜地危険箇所カルテに基づき、危険箇所番号、箇所名、 種類、斜面区分を記入する。 (5)砂防基盤図 基礎調査に使用する砂防基盤図について、写真撮影年度、 図化年度、種類、縮尺、新規・修正の区分、準拠しているガ イドライン名を記入する。 (6)土砂災害警戒区域等の重複 土砂災害防止法における他現象の区域が重複している場合 に、箇所番号、箇所名、自然現象の種類、種類（土砂災害警 戒区域または土砂災害特別警戒区域）について記入する。	P 急-5  P 急-5

急-84

新

様式名	調書作成要領	マニュアル 対応ページ
様式0 調査理由及び 調査関係者リ スト	(1)調査年月日 長野県との契約工期の年月日を記入する。 (2)調査理由 調査の理由を記入する。 (3)役割\項目 監督員、副監督員は、発注者の監督員、副監督員の氏名等 を記入する。 調査担当者は、受注者の基礎調査担当者の氏名等を記入す る。	
様式1-1 告示履歴等	(1)告示履歴 すでに告示が実施されている場合に記入する。 (2)基礎調査履歴 基礎調査の実施履歴について、回数、調査年月、理由を記 入する。 (3)急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況について、指定年月日、 告示番号、区域名称を記入する。 (4)急傾斜地崩壊危険箇所 急傾斜地危険箇所カルテに基づき、区域箇所番号、箇所名、 種類、斜面区分を記入する。 (5)砂防基盤図 基礎調査に使用する砂防基盤図について、写真撮影年度、 図化年度、種類、縮尺、新規・修正の区分、準拠しているガ イドライン名を記入する。 (6)土砂災害警戒区域等の重複 土砂災害防止法における他現象の区域が重複している場合 に、箇所番号、箇所名、自然現象の種類、種類（土砂災害警 戒区域または土砂災害特別警戒区域）について記入する。	P 急-11  P 急-11

急-96

様式名	調書作成要領	マニュアル 対応ページ
様式 2-1 地形・地質状 況等	(1)地形状況 3次元地図やオルソフォト、現地調査で確認された地形状 況を記入する。急傾斜地危険箇所カルテがある場合は、それ を参考にすることができる。 ①急傾斜地の地形：斜面形状について記入する。 ②危害のおそれのある土地等の地形：斜面下方の土地の状 況（宅地、道路、盛土等の人工構造物）について記入する。	P13～28
	(2)地質状況等 ①地表の状況：主に地表の植生状況について記入する。 ②地盤の状況：表層地質の種類、分布状況について記入す る。 ③土質定数等：技術基準（案）に準拠し、土石等の比重、 容積濃度、密度、単位堆積重量、移動時の内部摩擦角、堆 積時の内部摩擦角、流体抵抗係数の設定値を記入する。	P29～31
	(3)対策施設等状況 施設の有無を記入する。効果の有り無しに関わらず、施設 がある場合は「有」とする。位置は様式 2-3、諸元は様式 2-4 に記入する。	P34～36
	(4)過去の災害実績等 災害発生の有無及び件数を記入する。詳細は様式 2-5 に記 入する。	P43～45
	(5)想定される崩壊土量・幅及び深さ (1)災害実績調査に基づく方法の欄に「統計的に推定した」 と記入する。設定根拠は技術基準（案）に準拠と記入する。	P46
	(6)移動する土石等の高さ 高さは 1.0、設定根拠は技術基準（案）に準拠と記入する。	P46

様式名	調書作成要領	マニュアル 対応ページ
様式 2-1 地形・地質状 況等	(1)地形状況 3次元地図やオルソフォト、現地調査で確認された地形状 況を記入する。急傾斜地危険箇所カルテがある場合は、それ を参考にすることができる。 ①急傾斜地の地形：斜面形状について記入する。 ②危害のおそれのある土地等の地形：斜面下方の土地の状 況（宅地、道路、盛土等の人工構造物）について記入する。	P 急-19～34
	(2)地質状況等 ①地表の状況：主に地表の植生状況について記入する。 ②地盤の状況：表層地質の種類、分布状況について記入す る。 ③土質定数等：技術基準（案）に準拠し、土石等の比重、 容積濃度、密度、単位堆積重量、移動時の内部摩擦角、堆 積時の内部摩擦角、流体抵抗係数の設定値を記入する。	P 急-35～37
	(3)対策施設等状況 施設の有無を記入する。効果の有り無しに関わらず、施設 がある場合は「有」とする。位置は様式 2-3、諸元は様式 2-4 に記入する。	P 急-40～42
	(4)過去の災害実績等 災害発生の有無及び件数を記入する。詳細は様式 2-5 に記 入する。	P 急-49～51
	(5)想定される崩壊土量・幅及び深さ (1)災害実績調査に基づく方法の欄に「統計的に推定した」 と記入する。設定根拠は技術基準（案）に準拠と記入する。	P 急-52
	(6)移動する土石等の高さ 高さは 1.0、設定根拠は技術基準（案）に準拠と記入する。	P 急-52

様式名	調書作成要領	マニュアル 対応ページ
様式2-2 微地形及び人工 構造物の状 況図	<p>微地形及び人工構造物の分布状況について、概要を記入する。</p> <p>①区域設定結果の入っていない地形図（白図）に記入する。図面の縮尺は、必要に応じて拡大する。</p> <p>②危害のおそれのある土地等周辺の小山、盛土構造をなす鉄道・道路等の人工構造物、河川、用排水路、池・沼地、堀割構造を記入する。また、人工構造物の高さ（比高差）を記入する。</p> <p>③急傾斜地内において、地形図と大きく異なる改変があった場合はその状況を記入する。</p>	P63
様式2-3 対策施設等の 緒元	<p>(1)施設番号 位置図に示した番号を記入する。</p> <p>(2)区分、工種、工種細分 「斜面崩壊防止工事の設計と実例（平成8年7月）」等の区分による。</p> <p>(3)施工年月 施行年月を記入する。不明の場合は、不明と記入する。</p> <p>(4)事業区分 1 急傾斜地崩壊対策事業、2 治山事業、3 その他の事業、4 公団・組合等による事業、5 個人施設、6 不明</p> <p>(5)延長・高さ 延長については、平面図上で計測し述べ延長を記入する。また、高さについては、一連の施設において高さが異なる場合は○. ○m～○. △mというように、幅をもたせて記入する。</p> <p>(6)施設効果の有無 効果評価を行った結果を記入する。</p>	P34～42
様式2-4 対策施設等の 位置図	<p>地形図（縮尺 1/2,500 以上）に対策施設を表示する。区域設定結果が記入されていない地形図を用いる。必要に応じて拡大する。</p>	

様式名	調書作成要領	マニュアル 対応ページ
様式2-2 微地形及び人 工構造物の状 況図	<p>微地形及び人工構造物の分布状況について、概要を記入する。</p> <p>①区域設定結果の入っていない地形図（白図）に記入する。図面の縮尺は、必要に応じて拡大する。</p> <p>②危害のおそれのある土地等周辺の小山、盛土構造をなす鉄道・道路等の人工構造物、河川、用排水路、池・沼地、堀割構造を記入する。また、人工構造物の高さ（比高差）を記入する。</p> <p>③急傾斜地内において、地形図と大きく異なる改変があった場合はその状況を記入する。</p>	P 急-69
様式2-3 対策施設等の 位置図	<p>地形図（縮尺 1/2,500 以上）に対策施設を表示する。区域設定結果が記入されていない地形図を用いる。必要に応じて拡大する。</p>	P 急-40～48
様式2-4 対策施設等の 諸元	<p><b>(1)施設番号</b> 位置図に示した番号を記入する。</p> <p><b>(2)区分、工種、工種細分</b> 「斜面崩壊防止工事の設計と実例（平成8年7月）」等の区分による。</p> <p><b>(3)施工年月</b> 施行年月を記入する。不明の場合は、不明と記入する。</p> <p><b>(4)事業区分</b> 1 急傾斜地崩壊対策事業、2 治山事業、3 その他の事業、4 公団・組合等による事業、5 個人施設、6 不明</p> <p><b>(5)延長・高さ</b> 延長については、平面図上で計測し述べ延長を記入する。また、高さについては、一連の施設において高さが異なる場合は○. ○m～○. △mというように、幅をもたせて記入する。</p> <p><b>(6)施設効果の有無</b> 効果評価を行った結果を記入する。</p>	